



清 掃 事 業 概 要



令和 2 年度

（令和元年度実績）

和泉市環境産業部生活環境課

目 次

I. 本市の概要	
1. 本市の沿革	1
2. 位置・地勢	1
II. 組 織 図	
1. 環境産業部機構図	2
2. 生活環境課職員構成	2
3. 事務分掌	3
III. ごみ処理事業	
1. 事業年表	4
2. 概 要	6
3. 収集体系	6
4. 中間処理施設	7
5. 最終処理場	7
6. ごみ処理フローシート	8
7. ごみ処理量の推移	9
8. ごみ処理量と資源化等の推移	10
9. ごみ質分析結果等の推移	12
10. 新分別収集量の推移	13
11. ごみ処理経費等の推移	14
12. ごみ収集運搬業務委託料の推移	17
13. 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者	18
14. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料	19
15. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料 （泉北環境整備施設組合）	19
IV. ごみの減量化・資源化事業	
1. 家庭系日常（可燃）ごみ有料化	20
2. 乳幼児や要介護者のいる世帯に対する支援	20
3. 再資源化事業推進奨励金事業	21
4. 再資源化事業推進奨励基金	21
5. 再資源化事業推進奨励金実績表	22
6. 生ごみ処理容器購入費補助金	24
7. ペットボトルの回収	25
8. 使用済乾電池の回収	25
9. ペットボトル・使用済乾電池回収容器設置場所	25
10. 使用済小型家電リサイクル	26
11. 一般廃棄物の搬入に係る協力金	27
12. 一般廃棄物再生利用業者一覧	28
V. 啓発推進事業	
1. リサイクルプラザ「彩生館」	29
2. 和泉市ごみ減量等推進員（リサイクリーン）制度	32
3. 小学校4年生向け副読本「ごみとわたしたち」の発行 及び出前授業	33
4. ごみの分別説明会	33

5. 校区・地域美化清掃活動	3 4
6. 「ごみの分け方・出し方」の発行	3 4
7. 啓発用分別ごみ箱の貸出	3 5
8. 広報誌での啓発	3 5
9. 和泉市ごみ減量等推進審議会	3 8
10. ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」	3 8
11. ごみステーション設備設置事業補助金	3 9
12. 蜂の巣駆除費補助金	3 9
13. いずみプラスチックごみゼロ宣言	4 0
14. リサイクル協力店	4 1
VI. ごみ処理施設	
1. 処理場の経過	4 2
2. 構成三市の人口及び面積	4 2
3. 泉北環境整備施設組合事業所の施設名、住所及び連絡先	4 2
4. 処理施設の概要	4 3
5. 最終処分場	4 3
VII. し尿処理事業	
1. 概 要	4 4
2. し尿の収集運搬	4 4
3. し尿の処理	4 4
4. 浄化槽の清掃と汚泥の収集運搬	4 4
5. し尿収集体系	4 5
6. 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者	4 5
7. 一般廃棄物（し尿）処理手数料	4 6
8. 生活排水処理の状況	4 7
9. し尿・浄化槽汚泥処理人口及び処理量の推移	4 8
10. し尿処理費の推移	5 0
11. し尿処理助成金の推移	5 0
VIII. し尿処理施設	
1. 処理場の経過	5 2
2. 構成三市の人口及び面積	5 2
3. 泉北環境整備施設組合の施設名、住所及び連絡先	5 2
4. 処理施設の概要	5 3
<参考資料>	
和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例	5 4
和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則	6 5
和泉市再資源化事業推進奨励基金条例	8 4
和泉市リサイクルプラザ条例	8 6
和泉市リサイクルプラザ条例施行規則	9 0
和泉市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則	9 2
和泉市ごみ減量等推進審議会規則	9 8
和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例	10 0

和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例施行規則	・ ・	1 0 3
和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例	・ ・ ・ ・ ・	1 0 4
和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例施行規則	・ ・	1 0 6
和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例	・ ・ ・ ・	1 0 8
和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例施行規則	・	1 1 0
不法投棄防止監視カメラの設置及び管理並びに運用に関する要綱	・	1 1 1
和泉市ごみ減量等推進員設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	1 1 3
和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱	・ ・ ・ ・ ・	1 1 5
和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱施行細目	・ ・ ・ ・ ・	1 1 8
和泉市生ごみ自家処理容器購入費補助金交付要綱	・ ・ ・ ・ ・	1 2 0
和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱	・ ・	1 2 2
和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱	・ ・ ・ ・ ・	1 2 4
和泉市生ごみ減量化処理容器購入費補助金交付要綱	・ ・ ・ ・ ・	1 2 6
し尿処理助成金交付要綱	・ ・ ・ ・ ・	1 2 8
和泉市紙おむつ用有料指定袋助成金交付要綱	・ ・ ・ ・ ・	1 3 2
和泉市ごみステーション設備設置事業補助金交付要綱	・ ・ ・ ・ ・	1 3 5
和泉市蜂の巣駆除費補助金交付要綱	・ ・ ・ ・ ・	1 3 8

I. 本市の概要

1. 本市の沿革

本市は、全国有数の弥生時代の集落遺跡である池上・曽根遺跡にみられるように遠い昔から人々が生活を営んでいたと考えられます。

奈良時代には、「和泉の国」の政治を司る国府が、現在の府中町に置かれ、泉州地域の政治、経済、文化の中心地としての役割を担ってきました。

中世から近世にかけては、平地部や河川流域を中心に耕地の開墾が進められ、豊かな農業地帯として稲作や綿花などの栽培が行われてきました。

明治時代に入ると、綿花栽培の発展に伴い繊維産業や人造真珠、ガラス細工などの産業も活発になり、自立性の高い都市として発展してきました。

このような歴史的背景の中で、本市は昭和31年9月に当時の和泉町と北池田村、南池田村、北松尾村、南松尾村、横山村、南横山村の1町6か村が合併して、人口約5万人の市として第一歩を踏み出し、昭和35年8月に八坂町と信太村を編入して、現在の市域を形成しました。

現在は人口約18万6千人の都市に成長し、和泉市立総合医療センターが設立したほか、和泉市新庁舎整備のプロジェクトが進められており、泉州地域の中核都市として相応しい、安心・安全で住み良いまちづくりが進められています。

2. 位置・地勢

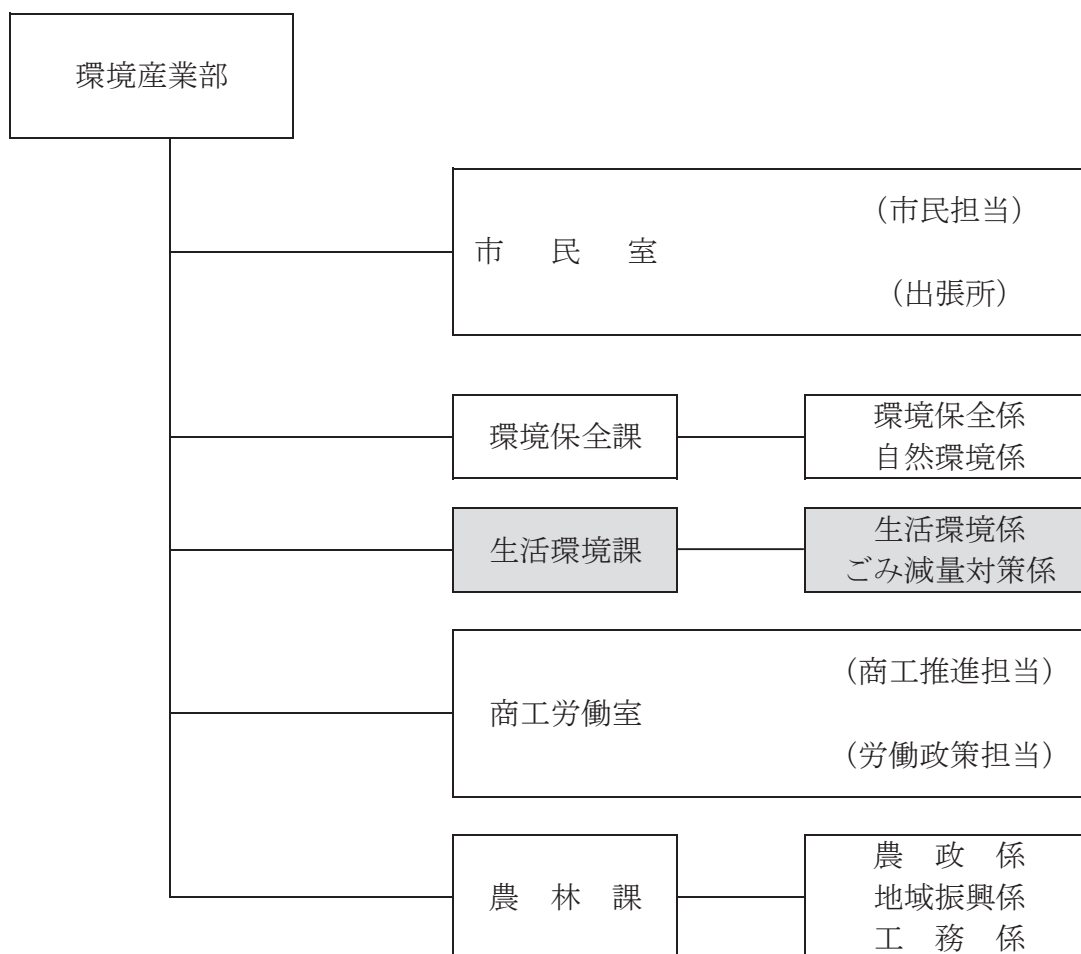
本市は、大阪府南部の泉州地域に位置し、東西6.9km、南北18.8kmと細長く、面積84.98km²、南は和泉山脈和歌山県境、北は堺市、高石市に西は泉大津市、岸和田市、忠岡町に、東は河内長野市に接しています。

地形は南高北低で、南部には和泉山脈が連なり、中部・北部は丘陵、平地が広がり（海拔9.2m～885.7m）、南部から北部に向かって槇尾川、松尾川が流れています。

Ⅱ．組 織 図

1．環境産業部機構図

(令和2年3月31日現在)



2．生活環境課職員構成

(令和2年3月31日現在)

課・係 \ 職名		課長	課長補佐	係長	主査	主任	主任 (再任用)	主事	臨時職員	合計
生活環境課	管理職	1	1							2
	生活環境係			1	1	1	2	1	3	9
	ごみ減量対策係			1		1		1	1	4
合 計		1	1	2	1	2	2	2	4	15

3. 事務分掌

環境産業部生活環境課（令和2年3月31日現在）

生活環境係

- 1 防疫に関すること。
- 2 し尿処理に関すること。
- 3 不法投棄に関すること。
- 4 死骸その他汚物処理に関すること。
- 5 そ族昆虫の防除に関すること。
- 6 他の係の所掌に属しないこと。

ごみ減量対策係

- 1 ごみ減量化対策に係る企画、立案及び調整に関すること。
- 2 ごみ減量化対策の基本計画の策定及び統計調査に関すること。
- 3 清掃モラルの普及啓発及び美化に関すること。
- 4 再資源化事業の推進に関すること。
- 5 資源回収団体及び回収業者に関すること。
- 6 関係諸団体との連絡及び調整に関すること。
- 7 ごみの排出管理及び指導に関すること。
- 8 ごみ収集業務の委託及び許可業者に関すること。
- 9 ごみ処理に関する市民相談及び苦情処理に関すること。
- 10 ごみ収集計画の策定に関すること。
- 11 リサイクルプラザに関すること。
- 12 泉北環境整備施設組合との総合的な調整に関すること。
（他の所管に係るものを除く。）

Ⅲ. ごみ処理事業

1. 事業年表

昭和38年	2月	泉大津市和泉市清掃施設組合設立
昭和41年	5月	高石市が加入し、「泉北環境整備施設組合」に改称
昭和48年	4月	2分別（可燃ごみ、不燃ごみ）収集を実施（可燃ごみ：委託、不燃ごみ：直営）
平成元年	4月	散乱空き缶回収協力金制度を設置
平成3年		「再生資源の利用の促進に関する法律」が制定
平成4年	4月	3分別（日常ごみ、資源物等、粗大ごみ）収集を実施 3分別収集実施に伴い、すべてのごみ収集業務を委託 使用済乾電池回収容器設置
	6月	和泉市ごみ減量等推進審議会を設置 再資源化事業推進奨励金制度を設置
	9月	ごみ減量化・リサイクル推進宣言店舗「エコショップ」の募集開始
平成5年	3月	松尾寺山最終処分場完成
	4月	生ごみ自家処理容器（コンポスト）購入費補助金制度を設置
	12月	「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例」を制定
平成6年	9月	いずみ環境美化キャンペーンの開始
平成7年	5月	和泉市ごみ減量等推進員（リサイクリーン）制度の設置
	6月	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）を制定
平成8年	9月	和泉市分別収集計画（第1期）策定
平成9年	4月	リサイクルプラザ「彩生館」が竣工
	10月	ペットボトルの拠点回収の実施 ペットボトル集団回収奨励金制度を設置
平成10年	3月	第1次和泉市一般廃棄物処理基本計画策定
平成11年	6月	和泉市分別収集計画（第2期）策定
平成12年	1月	新分別収集をモデル地域（5,000世帯）で実施
	4月	「容器包装リサイクル法」の完全施行
	6月	EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金制度を設置
平成13年	4月	「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）施行
	9月	いずみ環境美化キャンペーンの廃止
平成14年	6月	和泉市分別収集計画（第3期）策定
	10月	ごみ不法投棄連絡所の設置
平成15年	9月	ごみ袋の透明化を実施
平成16年	1月	粗大ごみ電話申込制へ移行
	3月	ごみ処理施設（1号炉、2号炉、粗大ごみ処理施設）竣工（泉北クリーンセンター）
平成17年	3月	第2次和泉市一般廃棄物処理基本計画策定
	4月	新分別収集を市内全域で実施（月1回） ペットボトル集団回収奨励金制度を廃止
	6月	和泉市分別収集計画（第4期）策定
	10月	家庭系粗大ごみの有料化を実施
平成18年	4月	「資源物」・「新分別」の月2回収集を実施
平成19年	1月	事業系粗大ごみ処理有料化を実施
	4月	申込による蛍光灯の無料回収を実施
	6月	和泉市分別収集計画（第5期）策定

平成20年	4月	これまでの「家庭系ごみ」・「事業系ごみ」混載を廃止し、別車両での収集を開始 直接搬入ごみ処理手数料改正（泉北環境整備施設組合） 110円/10kg ⇒ 150円/10kg
平成21年	3月	リサイクルプラザ「彩生館」増築棟（エコネル）が竣工
		リサイクルプラザ「彩生館」に太陽光発電システム設置
	4月	散乱空き缶回収協力金制度を廃止
	7月	事業系ごみ処理有料化を実施
平成22年	6月	和泉市分別収集計画（第6期）策定
	7月	啓発用分別ごみ箱貸出制度を設置
	9月	第3次和泉市一般廃棄物処理基本計画策定
平成23年	3月	泉北クリーンセンター灰溶融設備（60t/日×2基）財産処分の承認を受け、稼働停止 社団法人全国都市清掃会議及び社団法人全国都市清掃会議近畿地区協議会退会
平成25年	6月	和泉市分別収集計画（第7期）策定
平成26年	7月	「和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例」施行
平成27年	4月	家庭用生ごみ処理機（電動式）購入費補助金制度を設置
	8月	乾電池・ペットボトル拠点回収終了
	10月	家庭系日常（可燃）ごみ有料化を実施、ボランティア清掃制度を実施 和泉市紙おむつ用有料指定袋助成金制度を設置
平成28年	3月	伯太町前処理場閉鎖 泉北環境資源化センター（愛称「エコトピア泉北」）竣工 第4次和泉市一般廃棄物処理基本計画策定
	6月	和泉市分別収集計画（第8期）策定
平成29年	4月	生ごみ減量化処理容器（キューロ）購入費補助金制度を設置
	7月	ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」のサービスを開始
	12月	使用済小型家電の無料回収を実施
平成30年	3月	有料指定袋30リットルの追加
	4月	ごみステーション設備設置補助金制度を設置 蜂の巣駆除費補助金制度を設置
	8月	紙ごみ分別用紙袋を市内の全世帯へ配布
平成31年	4月	「和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例」施行
令和元年	10月	いずみプラスチックごみゼロ宣言 発出

2. 概要

本市のごみ収集は、平成4年4月に、それまでの2分別（可燃ごみ、不燃ごみ）収集を3分別（日常（可燃）ごみ、資源物等、粗大ごみ）収集に改め、平成12年1月に、新たにペットボトル・古紙等の新分別収集を、モデル地域で開始しました。その後、随時モデル地域を拡大し、平成17年4月より、市内全域にて新分別収集を完全実施しました。また、平成16年1月に、それまで定期回収を行っていた粗大ごみを、電話申込制による収集に移行し、平成17年10月より有料収集としました。さらに、平成19年4月に、蛍光灯を電話申込制による無料収集とし、平成22年4月、資源物の出し方の中で、資源化される缶・びん・乾電池と埋立処理されるせともの・ガラス類の混載収集を解消し、平成27年10月より家庭系日常（可燃）ごみの有料化を実施しました。令和2年3月31日現在、下記の収集体系のとおり10分別となっています。

3. 収集体系

< 家庭ごみの収集体系 >

分別区分		収集するもの	収集頻度	備 考
①日常（可燃）ごみ		生ごみ類（台所ごみ、紙おむつ等） プラスチック類（ビデオテープ、CD、石油ポリタンク、発泡スチロール等） 皮革類（靴、カバン、ベルト等） 繊維くず（座布団、下着、カーテン、雑きん等） 剪定ごみ・落ち葉	週2回	有料指定袋（黄緑色）による排出
資源物	②缶・ビン等	缶（アルミ缶・スチール缶）、ビン、乾電池、ボタン電池	月2回	無色透明または白色半透明の45リットル以下の袋による排出
	③スプレー缶等	スプレー缶、カセットボンベ		
	④せともの・ガラス類	せともの・ガラス類（土鍋、植木鉢、食器等）、電球、点灯管		
新分別	⑤ペットボトル	ペットボトル	月2回	無色透明または白色半透明の45リットル以下の袋による排出

新分別	⑥プラスチック ボトル等	プラスチックボトル、食品 トレイ、ペットボトルのキャップ、卵パック	月 2 回	無色透明または白色半透明の 45 リットル以下の袋による排出
	⑦古着	古着（肌着類は日常ごみへ）		
	⑧紙類等	新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、その他紙類		ひも等で十字にしばって排出
⑨粗大ごみ		ベッド、マットレス、タンス、テーブル、イス・ソファ、掃除機、電気カーペット、炊飯器、傘、鍋、フライパン、包丁、一斗缶、自転車、ストーブ、畳等	申込制	有料収集 ＜手数料設定＞ 300 円、600 円、900 円、1,200 円、1,500 円
⑩蛍光灯・水銀体温計等		直管形蛍光灯、環形蛍光灯、コンパクト形蛍光灯 水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計	申込制	無料収集

＜ その他の収集体系 ＞

収集区分	処 理 方 法
臨時ごみ・引越しごみ	大掃除や引越しなどに伴い発生する臨時的なごみや多量のごみを処分する場合、市許可業者により有料収集しています。
事業系ごみ継続収集	事業所から排出される事業系一般廃棄物（可燃ごみは事業系有料指定袋、資源物・ペットボトルは無色透明または白色半透明の袋）を市許可業者により継続的に有料収集しています。
直接搬入	排出者自ら直接処理場（泉北クリーンセンター）に搬入する方法。処理手数料は、従量制（150 円/10kg）となっています。

※料金については 19 ページ参照

4. 中間処理施設

本市で単独の処理施設を所有しておらず、隣接する泉大津市、高石市の三市で構成する泉北環境整備施設組合「泉北クリーンセンター」での共同処理を行っています。

5. 最終処理場

焼却残渣の処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪沖埋立処分場）と市内松尾寺山最終処分場（泉北環境整備施設組合所有）へ搬入を行っています。

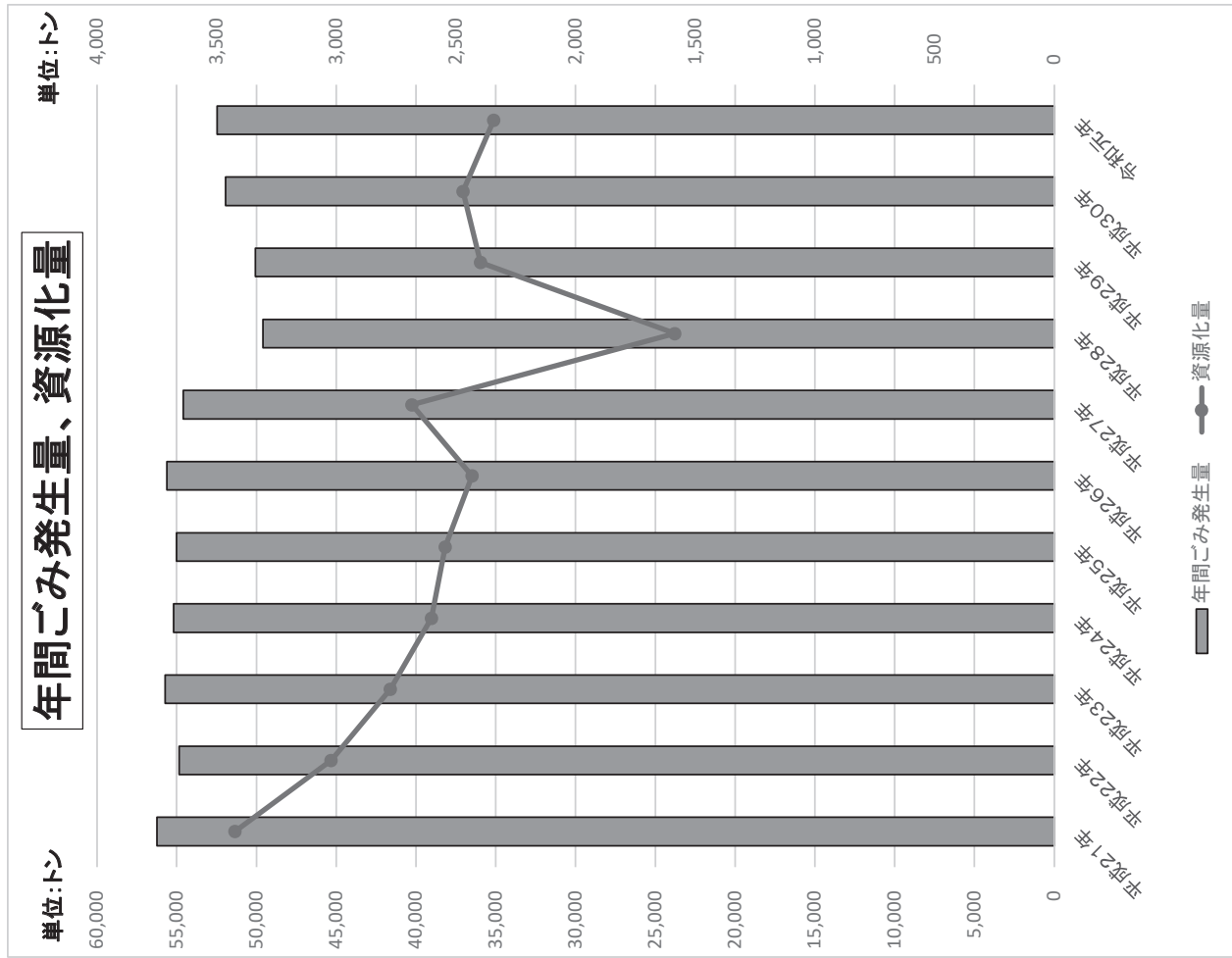
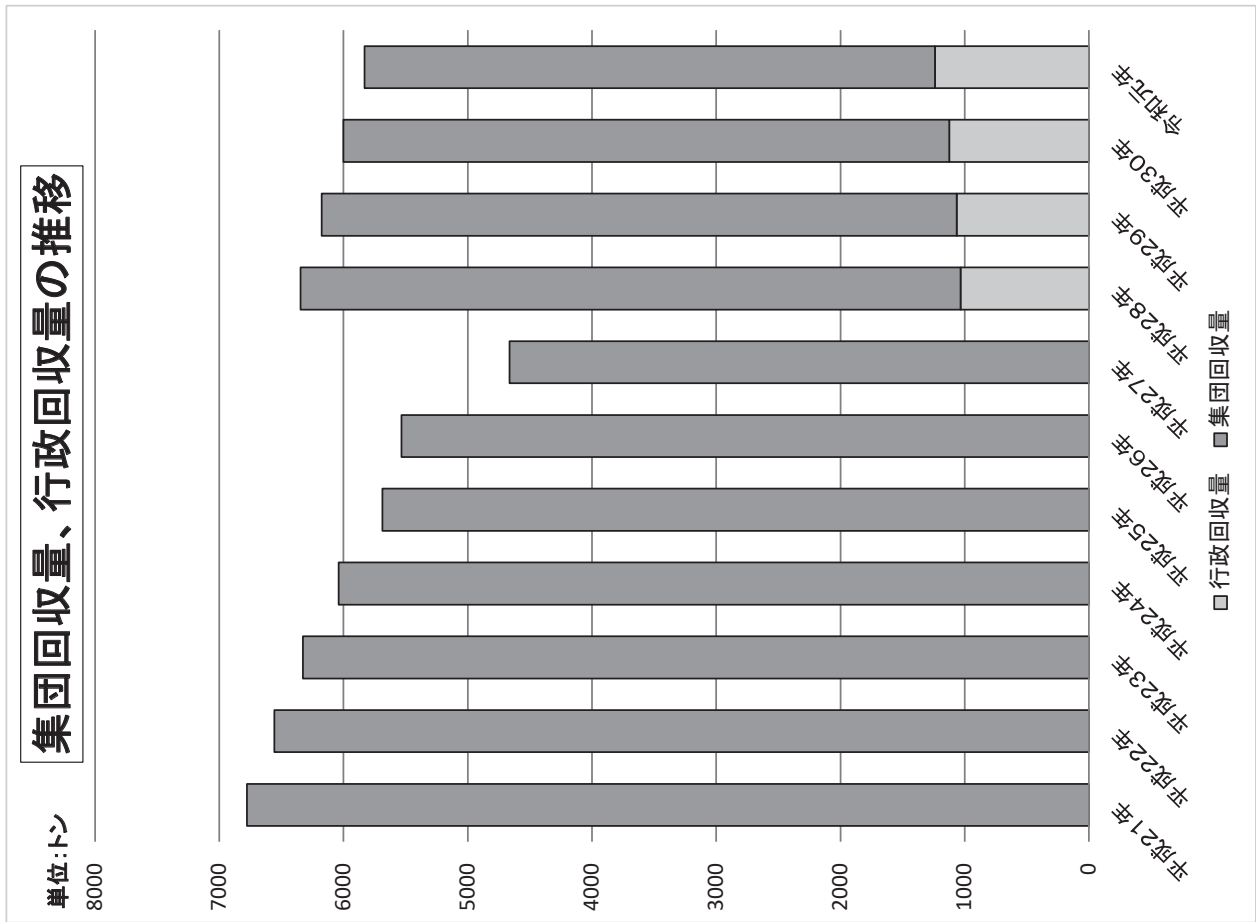
单位(t)

单位(t)

※平成27年までの新分別の直営収集は、ペットボトル(拠点回収等)のみ。

8. ごみ処理量と資源化等の推移

区 分	年 度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
① 世 帯 数		71,575	72,537	73,547	74,092	74,921	75,771	76,396	77,122	77,809	78,823	79,885
② 人 口		186,166	186,953	187,334	187,108	187,279	187,166	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790
③ 年間ごみ発生量 (トン)		56,237	54,851	55,713	55,188	55,001	55,618	54,580	49,585	50,064	51,940	52,461
④ 市民1人1日当たり ごみ発生量 (グラム)		828	804	813	808	805	814	801	729	738	766	774
⑤ 資 源 化 量 (トン)		3,423	3,021	2,774	2,602	2,545	2,432	2,692	1,585	2,397	2,470	2,342
破 砕 鉄 (トン)		352	266	225	197	195	164	183	199	201	255	261
スチール缶 (トン)		429	409	403	425	392	370	317	287	265	275	256
アルミ缶 (トン)		69	69	75	96	99	104	106	126	124	141	140
ビン・カレット (トン)		668	620	592	561	562	520	433	293	316	278	280
乾電池 (トン)		20	27	21	26	26	22	26	25	23	20	18
蛍光灯 (トン)		7	7	6	5	5	5	4	4	4	4	3
ペットボトル (トン)		432	443	425	425	429	416	387	369	375	386	420
プラボトル等 (トン)		77	76	71	84	90	94	218	199	209	211	221
白色トレイ (トン)		37	40	44	41	32	33	17				
古紙等 (トン)		1,020	951	864	680	667	641	893				
ガラス陶磁器屑 (トン)										807	816	638
そ の 他 (トン)		312	113	48	62	48	63	108	83	73	84	105
⑥ 行政回収量(古紙等)(トン)									1,034	1,065	1,125	1,238
⑦ リサイクル率 (%)		6.1	5.5	5.0	4.7	4.6	4.4	4.9	5.3	6.8	6.8	6.7
⑧ 市民1人当たり 資源化量 (グラム)		18,387	16,159	14,808	13,906	13,589	12,994	14,427	14,053	18,619	19,339	19,269
⑨ 集 団 回 収 量 (トン)		6,778	6,557	6,326	6,039	5,686	5,533	4,664	5,313	5,110	4,875	4,594
⑩ 集団回収量・行政回収を 含めたりサイクル率 (%)		16.2	15.6	14.7	14.1	13.6	13.0	12.4	14.2	15.2	14.6	14.0
⑪ 集団回収量を含めた 市民1人当たり資源化量 (グラム)		54,795	51,232	48,576	46,182	43,950	42,556	39,421	42,560	46,102	45,565	43,996
⑫ 焼 却 量 (トン)		52,131	50,991	51,996	51,501	51,414	52,141	50,880	47,061	47,665	49,467	50,119
⑬ 焼 却 灰 (トン)		6,611	7,069	7,392	6,869	6,942	6,878	7,601	7,071	6,119	6,351	6,826



※平成29年度泉北環境整備施設組合の事業概要より、ガラス陶磁器屑の量がガレキから資源化量にカウントされている

9. ごみ質分析結果等の推移

分析項目	年 度	平成 3	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
厨 芥 類	(%)	26.37	10.01	10.73	9.51	12.49	10.52	18.13	14.17	14.30	10.32	19.08	11.82
紙 類	(%)	23.40	38.63	42.91	46.74	40.25	43.27	40.55	38.81	32.62	39.56	30.83	34.34
繊 維 類	(%)	10.08	7.84	8.94	5.70	5.98	6.33	7.70	6.16	8.53	6.92	8.17	8.76
木・竹・草葉・わら類	(%)	2.03	6.06	4.38	3.10	3.52	2.53	1.70	3.21	8.90	2.54	1.08	1.86
ゴム・皮革類	(%)	1.45	0.86	0.02	0.09	1.31	1.85	0.19	0.57	0.04	1.79	1.42	3.62
プラスチック類	(%)	24.77	26.32	25.11	26.87	25.89	24.41	20.46	25.78	24.04	32.88	33.70	32.12
不燃物類(金属等)	(%)	7.70	5.65	5.04	4.65	7.87	6.32	8.92	8.35	0.65	3.10	2.94	3.26
その他雑物	(%)	4.20	4.63	2.87	3.34	2.69	4.77	2.35	2.95	10.92	2.89	2.78	4.22
合 計	(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
三 水 分	(%)	54.65	38.24	42.03	44.38	44.72	47.30	48.67	47.99	47.15	39.26	43.3	46.83
成 灰 分	(%)	6.50	9.20	6.89	6.71	8.32	8.17	8.40	8.58	6.95	8.83	7.52	6.79
分 可燃物	(%)	38.85	52.56	51.08	48.91	46.96	44.53	42.93	43.43	45.90	51.92	49.18	46.39
単位容積重量(kg/m³)		129	93	96	112	95	122	123	112	103.75	70	78.25	94.25
低位発熱量 (kcal/kg)		2,303	2,660	2,535	2,438	2,340	2,140	1,990	2,105	2,208	2,768	2,585	2,345

注：上記のごみ質分析結果等の数値は、年間4回の測定による平均の数値。低位発熱量は、狩郷の式による。

10．新分別収集量の推移

項 目	年 度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
ペットボトル	(kg)	375,470	393,360	381,720	385,640	392,930	385,440	371,950	369,160	375,190	386,010	420,430
プラスチックボトル等	(kg)	77,510	75,770	70,950	83,800	90,390	93,910	217,570	199,600	209,340	211,560	221,550
白色トレイ	(kg)	36,800	39,650	43,800	41,110	32,010	32,790	17,010				
古紙等計	(kg)	972,940	919,420	833,530	653,620	640,770	641,320	875,490	1,034,790	1,065,350	1,125,420	1,238,290
古紙内訳	新聞	366,580	343,800	300,010	240,520	229,460	605,920	852,290	951,110	938,220	988,010	1,077,850
	雑誌	317,360	302,240	267,670	227,350	236,960						
	段ボール	192,050	173,210	166,690	107,000	109,260	19,790	11,320				
古布類		96,950	100,170	99,160	78,750	65,090	35,580	28,440	83,680	127,130	137,410	160,440
合 計	(kg)	1,462,720	1,428,200	1,330,000	1,164,170	1,156,100	1,153,460	1,482,020	1,603,550	1,649,880	1,722,990	1,880,270
収集世帯数	(世帯)	71,575	72,537	73,547	74,092	74,921	75,771	76,396	77,122	77,809	78,823	79,885
収集地域人口	(人)	186,166	186,953	187,334	187,108	187,279	187,166	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790

・平成12年1月から平成17年3月までは、モデル地域での実施。平成17年4月からは、市内全域にて実施。

・平成26年度から古紙回収業者の変更に伴い、新聞及び雑誌類は一括して計上されている。

・平成27年10月から家庭系日常(可燃)ごみ有料化に伴い、その他プラの量が増加し、手選別分別処理に支障が出た為、白色トレイがプラスチックボトル等に一括して計上されている。

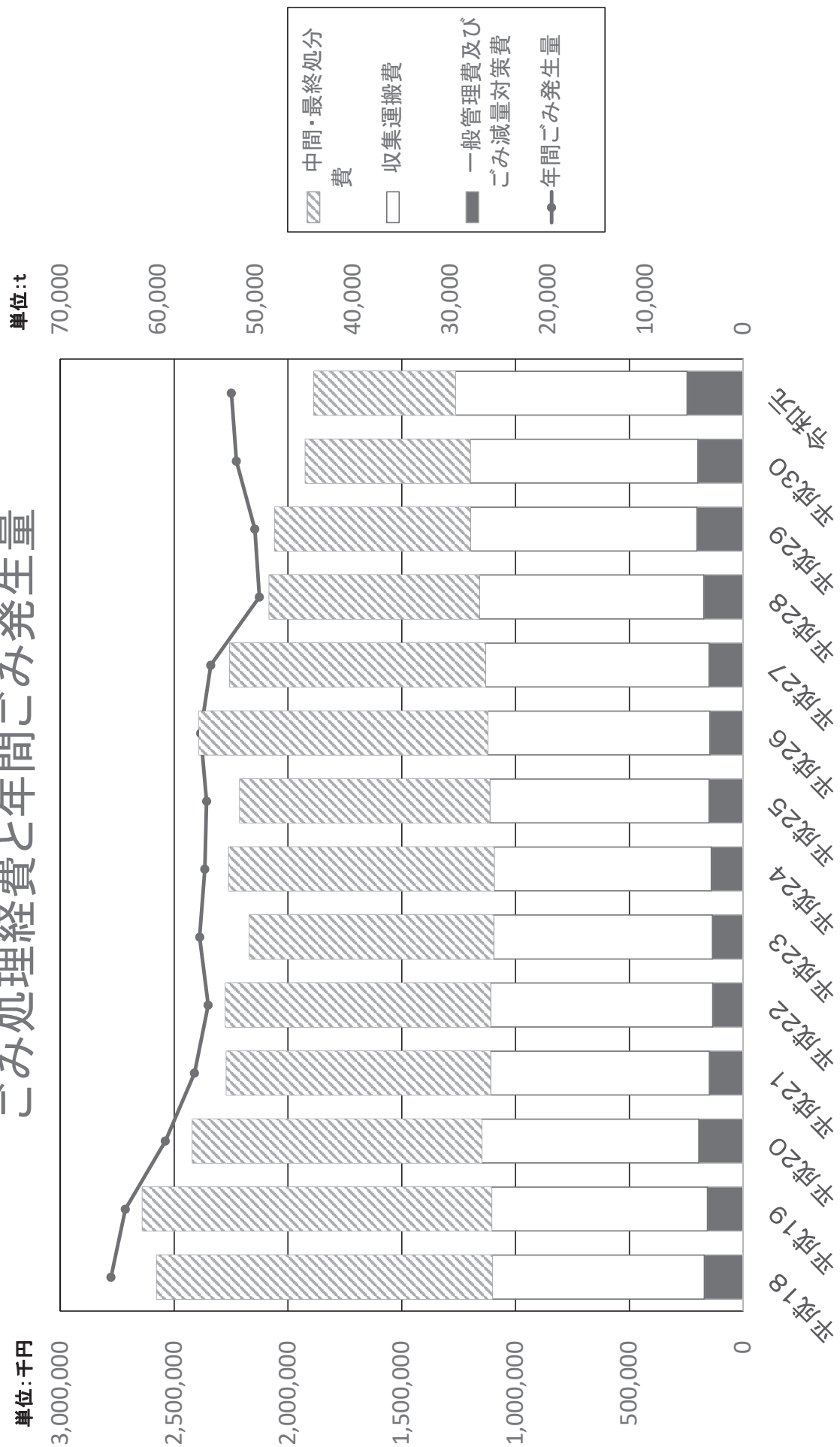
・平成28年度から古紙、古着等は三市共通の廃棄物ではないという理由で東北クリーンセンターに搬入できなくなった為、一般廃棄物として収集した古紙、古着等を資源化することを目的に有価物回収業者へ売却している。

11. ごみ処理経費等の推移

区 分	年 度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
ごみ処理経費(千円)								
市民1人当たりの経費(円)		2,576,594	2,639,714	2,419,817	2,270,347	2,274,260	2,169,911	2,260,181
1世帯当たりの経費(円)		14,114	14,383	13,100	12,195	12,165	11,583	12,080
1トン当たりの経費(円)		37,955	38,206	34,366	31,720	31,353	29,504	30,505
		39,757	41,679	40,847	40,371	41,463	38,948	40,954
一般管理費及びごみ減量対策費(千円)								
市民1人当たりの経費(円)		170,951	157,514	194,709	148,751	134,077	134,679	140,401
1世帯当たりの経費(円)		936	858	1,054	799	717	719	750
1トン当たりの経費(円)		2,518	2,280	2,765	2,078	1,848	1,831	1,895
		2,638	2,487	3,287	2,645	2,444	2,417	2,544
収集運搬費(千円)								
市民1人当たりの経費(円)		930,916	947,411	953,925	961,904	976,109	962,635	954,459
1世帯当たりの経費(円)		5,099	5,162	5,164	5,167	5,221	5,139	5,101
1トン当たりの経費(円)		13,713	13,712	13,547	13,439	13,457	13,089	12,882
		14,364	14,959	16,102	17,104	17,796	17,278	17,295
中間・最終処分費(千円)								
市民1人当たりの経費(円)		1,474,727	1,534,789	1,271,183	1,159,692	1,164,074	1,072,597	1,165,321
1世帯当たりの経費(円)		8,078	8,363	6,882	6,229	6,227	5,726	6,228
1トン当たりの経費(円)		21,724	22,214	18,053	16,202	16,048	14,584	15,728
		22,755	24,233	21,458	20,622	21,222	19,252	21,115
一般会計決算額(千円)								
ごみ処理経費の比率		49,137,713	50,126,846	53,185,769	54,330,311	57,293,106	59,118,970	60,146,203
人 口(年度末)		5.24%	5.27%	4.55%	4.18%	3.97%	3.67%	3.76%
世帯数(年度末)		182,554	183,529	184,718	186,166	186,953	187,334	187,108
年間ごみ発生量(トン)		67,886	69,092	70,414	71,575	72,537	73,547	74,092
		64,809	63,335	59,241	56,237	54,851	55,713	55,188

区 分	年 度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
ごみ処理経費(千円)								
市民1人当たりの経費(円)		2,211,414	2,389,733	2,255,412	2,082,209	2,058,162	1,923,585	1,885,680
1世帯当たりの経費(円)		11,808	12,768	12,086	11,172	11,069	10,348	10,150
1トン当たりの経費(円)		29,517	31,539	29,522	26,999	26,451	24,404	23,605
		40,207	42,967	41,323	41,993	41,111	37,035	35,944
一般管理費及びごみ減量対策費(千円)								
市民1人当たりの経費(円)		149,691	147,047	149,384	172,368	203,809	198,994	246,238
1世帯当たりの経費(円)		799	786	800	925	1,096	1,070	1,325
1トン当たりの経費(円)		1,998	1,941	1,955	2,235	2,619	2,525	3,082
		2,722	2,644	2,736	3,476	4,071	3,831	4,694
収集運搬費(千円)								
市民1人当たりの経費(円)		964,335	974,946	983,379	986,937	994,754	1,001,121	1,017,879
1世帯当たりの経費(円)		5,149	5,209	5,269	5,296	5,350	5,386	5,479
1トン当たりの経費(円)		12,871	12,867	12,872	12,797	12,785	12,701	12,742
		17,533	17,529	18,017	19,904	19,870	19,275	19,403
中間・最終処分費(千円)								
市民1人当たりの経費(円)		1,097,388	1,267,741	1,122,648	922,904	859,599	723,470	621,563
1世帯当たりの経費(円)		5,860	6,773	6,016	4,952	4,623	3,892	3,346
1トン当たりの経費(円)		14,647	16,731	14,695	11,967	11,048	9,178	7,781
		19,952	22,794	20,568	18,613	17,170	13,929	11,848
一般会計決算額(千円)		60,339,599	59,966,909	57,907,275	61,622,584	64,309,141	63,127,147	63,649,682
ごみ処理経費の比率		3.66%	3.99%	3.89%	3.38%	3.20%	3.05%	2.96%
人 口(年度末)		187,279	187,166	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790
世帯数(年度末)		74,921	75,771	76,396	77,122	77,809	78,823	79,885
年間ごみ発生量(トン)		55,001	55,618	54,580	49,585	50,064	51,940	52,461

ごみ処理経費と年間ごみ発生量



1 2. ごみ収集運搬業務委託料の推移

区 分	年 度		昭和56年	昭和57年 ～58年	昭和59年 ～60年	昭和61年 ～63年	平成元年 ～2年	平成3年	平成4年 ～5年	平成6年	平成7年 ～8年	平成9年 ～10年
	平地	山間	520円	560円	570円	590円	634円	664円	700円	740円	770円	815円
日常ごみ	山間		550円	600円	610円	630円	674円	704円	750円	790円	820円	860円
	平地								80円	85円	90円	100円
資源物等	山間								90円	95円	100円	110円
	平地								120円	125円	130円	140円
粗大ごみ	山間								130円	135円	140円	160円
	平地								900円	950円	990円	1,055円
合計	山間		520円	560円	570円	590円	634円	664円	704円	740円	770円	815円
	平地		550円	600円	610円	630円	674円	704円	750円	790円	820円	860円
区 分	年 度		平成11年 ～12年	平成13年 ～16年	平成17年	平成18年 ～19年	平成20年	平成21年 ～22年	平成23年	平成24年 ～29年	平成30年	令和元年
	平地	山間	838円	846円	820円	820円	820円	820円	795円	779円	779円	779円
日常ごみ	山間		895円	971円	942円	942円	942円	942円	913円	895円	895円	895円
	平地		103円	104円	101円	154円	154円	154円	150円	146円	146円	146円
資源物等	山間		114円	124円	120円	183円	183円	183円	178円	174円	174円	174円
	平地		144円	145円	141円	56円	56円	56円	54円	53円		
粗大ごみ	山間		166円	180円	175円	74円	74円	74円	72円	70円		
	平地		1,085円	1,095円	1,062円	1,030円	1,030円	1,030円	999円	978円	925円	925円
合計	山間		1,175円	1,275円	1,237円	1,199円	1,199円	1,199円	1,163円	1,139円	1,069円	1,069円
	平地											
粗大ごみ												
変動経費											1,428円	1,455円
月額固定経費	平地										104,144円	105,536円
	山間										163,185円	165,689円
新分別	年 度		平成11年 ～12年	平成13年 ～16年	平成17年	平成18年 ～19年	平成20年	平成21年 ～22年	平成23年	平成24年 ～29年	平成30年	令和元年
	平地	山間	185円	127円	123円	119円	107円	95円	95円	95円	95円	95円
新分別	山間		200円	137円	133円	129円	116円	103円	103円	103円	103円	101円
	平地											

※委託料は、1世帯当たりの月額単価。山間地域は、南横山校区、横山校区、南松尾はつが野校区(はつが野五丁目を除く)の地域

※平成4年度から日常ごみに加えて、資源物等、粗大ごみの収集委託を行った

※委託料は消費税(平成元年4月より3%、平成9年4月より5%、平成26年4月より8%、令和元年10月より10%)を含む

※新分別は搬入先の変更に伴い、平成30年6月1日より平地・山間から基本・遠隔へ名称と委託料を変更した

※粗大ごみは、平成30年度より回収実績に応じた委託料とし、委託料の算出方法を《1世帯あたり単価×世帯数》から

《固定経費+変動経費(回収件数×1件あたり単価)》に変更した

13. 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

（令和2年3月31日現在）

許可業者名	所在地	電話番号
株式会社 和 泉 衛 生	府中町八丁目 4 番 22 号	41-0453
有限会社 ダ イ キ	上町 200 番地の 2	43-0043
有限会社 オ カ ダ	幸二丁目 1 番 19 号	41-7454
株式会社 ピ ー ス 興 業	仏並町 1113 番地	92-1313
有限会社 エ ン プ レ ス	箕形町六丁目 2 番 30 号	53-1328
南大阪環境開発 株式会社	府中町二丁目 3 番 25 号	45-2100
株式会社 丸 岡	上町 95 番地	45-2300
有限会社 アポロクリーン	伯太町一丁目 12 番 7 号	46-6188
株式会社 クリーンプラン	伯太町四丁目 15 番 38 号	43-0404
株式会社 金 楽 商 事	唐国町二丁目 15 番 45 号	54-1111

1 4. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料

一般廃棄物の種類	手数料の種類	取 扱 区 分	単 位		手 数 料
ご み	従 量	家庭系廃棄物(日常ごみ)の収集運搬	5リットルの指定袋1袋につき		5円
			10リットルの指定袋1袋につき		10円
			20リットルの指定袋1袋につき		20円
			30リットルの指定袋1袋につき		30円
			45リットルの指定袋1袋につき		45円
		事業系一般廃棄物の収集運搬 (継続)	週の収集回数が 2回まで	45リットルの 袋1袋につき	88円
				70リットルの 袋1袋につき	132円
			週の収集回数が 3回又は4回	45リットルの 袋1袋につき	110円
				70リットルの 袋1袋につき	165円
			週の収集回数が 5回以上	45リットルの 袋1袋につき	132円
	70リットルの 袋1袋につき			198円	
臨 時	多量の廃棄物を臨時的に処理する 場合の収集運搬	2トン車1台につき		8,800円	
		2トン車1台に 満たない量の場合		査 定 し た 額	
粗 大 ご み		家庭系廃棄物	1 個 に つ き		1,500円を超えない範囲内において規則で定める額
胞 衣		処理場で処分をするもの	1 個 に つ き		2,000円
死 犬 等		処理場で処分をするもの	1 個 に つ き		2,000円

備考

- 手数料は、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額を含む。
- ごみの事業系一般廃棄物の収集運搬(継続)の手数料について、この表により算定できない場合は、45リットルの袋を基準に容積の割合により算定する。
- この表または前項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 「日常ごみ」とは、生ごみ類、プラスチック類、皮革類、剪定ごみ、落ち葉、繊維くず等の可燃物をいう。
- 「粗大ごみ」とは、その最大の辺または径の長さが概ね30センチメートルを超える耐久消費財等で、規則で定めるものをいう。

1 5. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料 （泉北環境整備施設組合）

種 別	取 扱 区 分 及 び 手 数 料
指定ごみ袋で収集する事業系一般廃棄物 (※収集運搬許可業者が搬入するごみに限る)	指定ごみ袋(45リットル袋)1袋につき 70円 指定ごみ袋(70リットル袋)1袋につき 100円
ごみ処理施設へ直接搬入する一般廃棄物	10キログラムにつき 150円
臨時の一般廃棄物 (※収集運搬許可業者が搬入するごみに限る)	2トン車1台につき 8,800円 2トン車1台に満たない量の場合、査定した額

IV. ごみの減量化・資源化事業

1. 家庭系日常（可燃）ごみ有料化

ごみ減量とリサイクル促進、排出抑制努力の公平性、泉北クリーンセンターへのごみの排出量の削減を目的に、目標（平成24年度実績の20%削減）を設定し、平成27年10月1日から家庭系日常（可燃）ごみの有料化を実施しました。

2. 乳幼児や要介護者のいる世帯に対する支援

有料化の実施にあたり、乳幼児や要介護者のいる世帯に対する支援施策としまして、和泉市の住民基本台帳に登録のある方で、下記の対象者がいる世帯に対し、有料指定袋無料引換券を配布しています。

●乳幼児のいる世帯に対する支援

2歳未満の乳幼児1人につき1ヶ月あたり10枚（20リットル袋）×24ヶ月で240枚を上限に給付します。

●高齢者紙おむつ給付対象者に対する支援

1人につき1ヶ月あたり20枚（20リットル袋）を給付します。

＜対象者＞

和泉市高齢者紙おむつ給付事業実施要綱の規定に基づく紙おむつの給付を受けている者

●障がい児・者紙おむつ給付対象者に対する支援

1人につき1ヶ月あたり20枚（20リットル袋）を給付します。

＜対象者＞

和泉市日常生活用具給付事業実施要綱の規定に基づく紙おむつの給付を受けている者

●生活保護受給者紙おむつ代支給決定者に対する支援

1人につき1ヶ月あたり20枚（20リットル袋）を給付します。

＜対象者＞

生活保護受給者のうち、紙おむつ代の支給を受けている者（在宅世帯に限る）

3. 再資源化事業推進奨励金事業

市内の町会・自治会、子供会、婦人会等の住民団体が実施している新聞、雑誌・書籍類、ダンボール、飲料用紙パック、その他紙類、古繊維等の集団回収活動は、ごみの減量化・資源化に大きく貢献しています。

市では、平成4年6月から「再資源化事業推進奨励金制度」を設置し、集団回収活動を実施される各種団体に対し、平成10年度から回収量に応じて1kgあたり5円（平成4年度～9年度 3円/kg）の奨励金の交付を行い、平成6年度から実施していた実施回数による奨励金は、平成27年2月をもって廃止しました。また、平成27年10月から実施しました家庭系日常（可燃）ごみの有料化に伴い、平成27年3月から平成29年12月までは、回収量1kgあたり5円から7円に増額し、平成30年1月からは回収量1kgあたり6円を交付しています。（事業実績表・・・P22）

4. 再資源化事業推進奨励基金

集団回収活動に取り組んだ市民等の努力を反映し、ごみ減量化の効果を市民に提示できるような市民還元を目的として、平成5年度から集団回収活動により回収された古紙等1kgあたり2円を基金として積立をしていましたが、平成20年度より2kgあたり1円を基金として積立を行っています。

< 再資源化事業推進奨励基金実績 >

区 分 年 度	積 立 額	取 崩 額	積 立 残 額	備 考 (取崩額の事由)
平成5～17	152,528,686 円	20,000,000 円	132,528,686 円	彩生館整備(H8)
平成18	15,859,579 円	—	148,388,265 円	
平成19	15,387,508 円	—	163,775,773 円	
平成20	4,140,538 円	36,206,160 円	131,710,151 円	彩生館増築
平成21	3,619,560 円	—	135,329,711 円	
平成22	3,404,098 円	9,960,000 円	128,773,809 円	太陽光発電補助金
平成23	3,238,317 円	10,000,000 円	122,012,126 円	太陽光発電補助金
平成24	3,089,041 円	10,000,000 円	115,101,167 円	太陽光発電補助金
平成25	2,920,983 円	10,000,000 円	108,022,150 円	太陽光発電補助金
平成26	2,859,786 円	10,000,000 円	100,881,936 円	太陽光発電補助金
平成27	2,511,971 円	10,000,000 円	93,393,907 円	太陽光発電補助金
平成28	5,057,072 円	10,000,000 円	88,450,979 円	太陽光発電補助金
平成29	32,287,647 円	28,743,000 円	91,995,626 円	太陽光発電補助金／燃料電池補助金／彩生館修繕工事
平成30	41,885,866 円	18,349,520 円	115,531,972 円	太陽光発電補助金／燃料電池補助金／紙ごみ分別用紙袋作製及び配布委託料
令和元	8,970,237 円	29,622,180 円	94,880,029 円	太陽光発電補助金／燃料電池補助金／水切りネット／軽ダンプ／2t ダンプ／パッカー

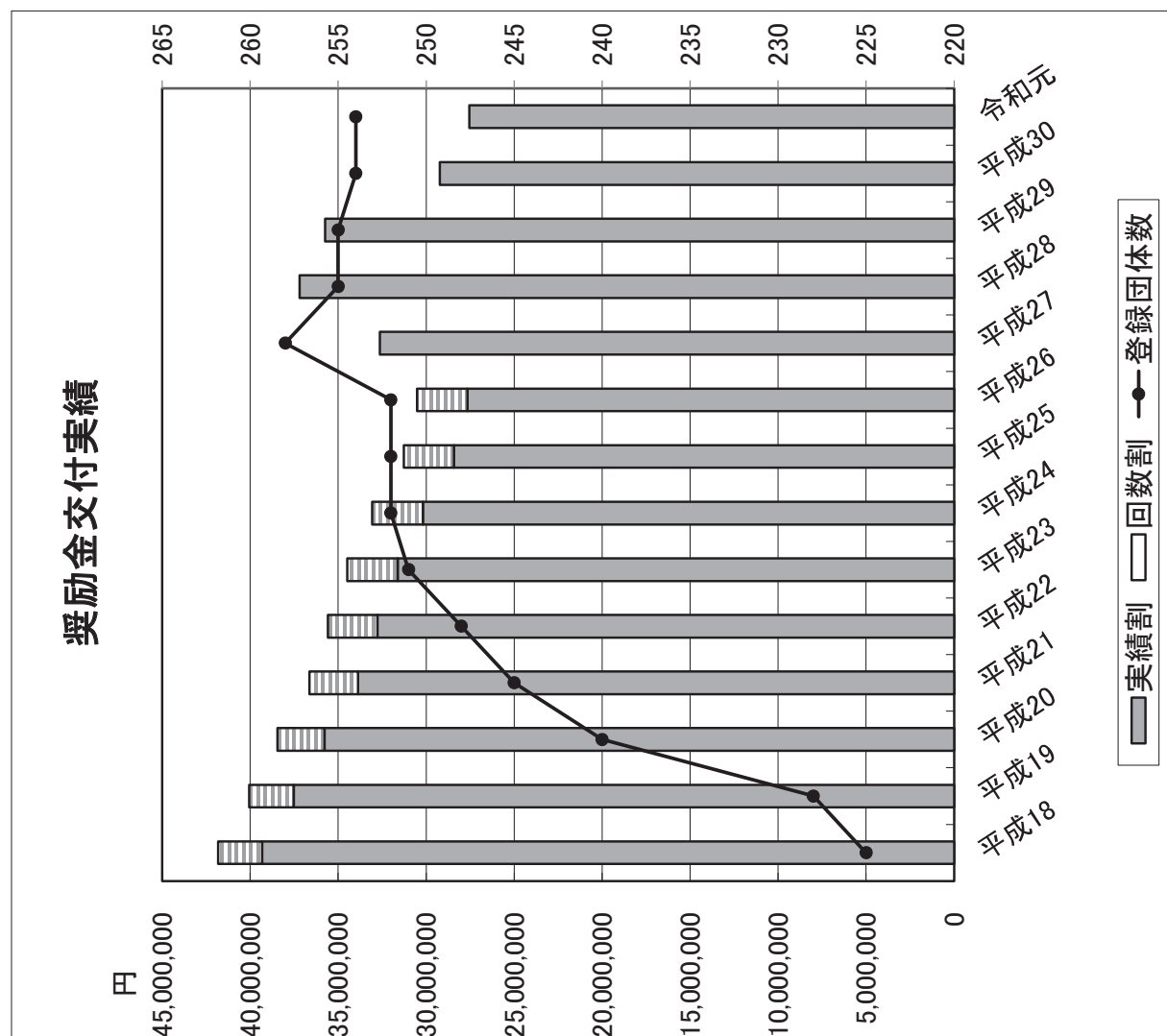
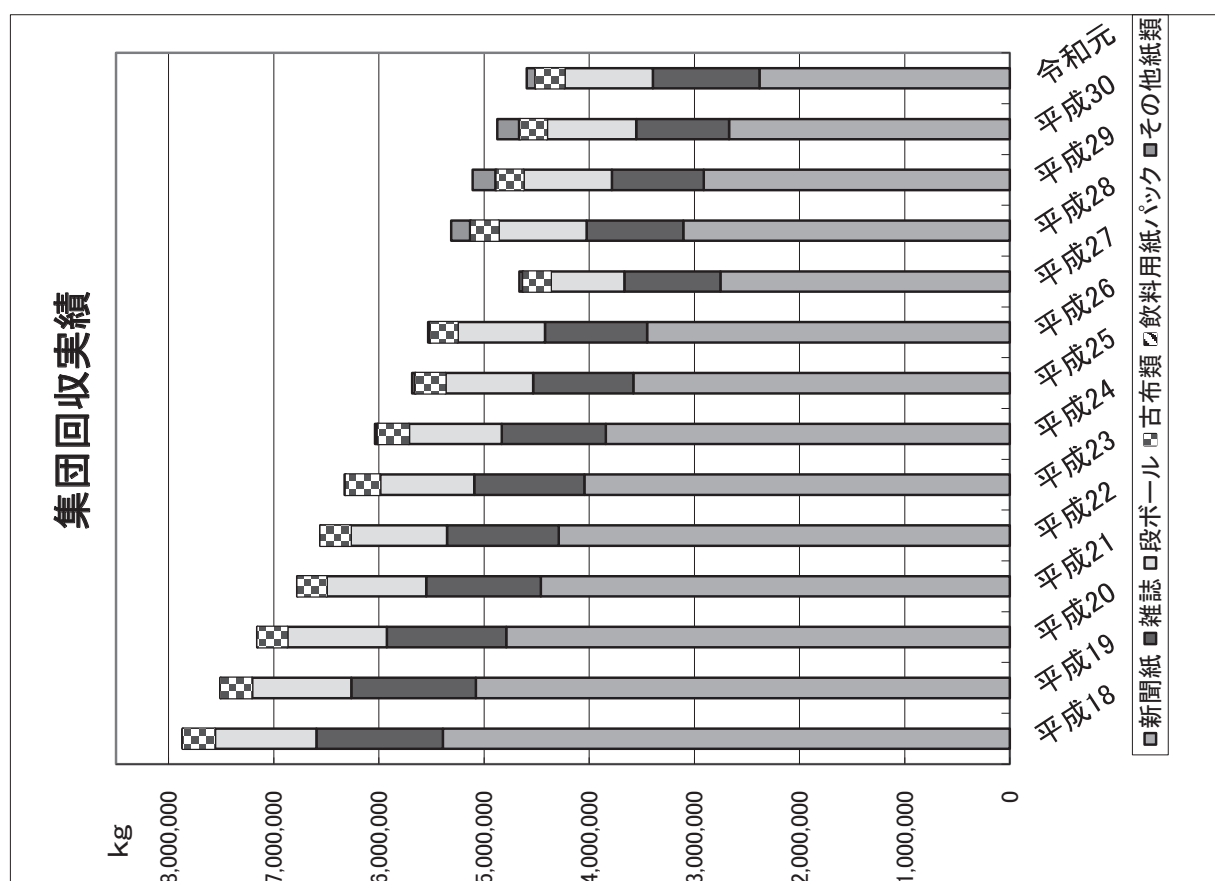
5. 再資源化事業推進奨励金実績表

品目	年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
新聞紙 (kg)		5,393,770	5,080,135	4,789,426	4,462,334	4,291,541	4,046,111	3,843,006	3,579,712	3,448,644	2,752,758	3,104,834	2,911,099	2,669,792	2,382,202
雑誌 (kg)		1,201,925	1,182,320	1,137,245	1,089,396	1,059,951	1,046,995	989,425	954,548	973,426	912,873	920,458	873,141	884,727	1,014,027
段ボール (kg)		965,075	944,214	944,519	944,344	918,490	895,557	881,402	835,187	830,275	701,281	837,696	842,265	849,137	839,617
古布類 (kg)		302,265	299,032	284,129	279,155	284,625	326,638	296,014	281,893	255,566	261,102	260,596	253,030	251,434	273,416
飲料用紙パック (kg)		3,958	1,550	1,861	2,315	2,117	3,121	8,019	6,865	8,508	7,720	10,227	12,816	11,533	3,875
その他紙類 (kg)		—	—	—	—	—	7,675	20,821	27,361	16,737	28,391	179,654	217,190	208,812	80,860
合 計 (kg)		7,866,993	7,507,251	7,157,180	6,777,544	6,556,724	6,326,097	6,038,687	5,685,566	5,533,156	4,664,125	5,313,465	5,109,541	4,875,435	4,593,997
奨励金	実績割(円)	39,323,600	37,525,200	35,773,400	33,874,800	32,770,000	31,617,300	30,179,700	28,413,700	27,653,500	32,626,400	37,194,300	35,744,600	29,231,500	27,543,700
	回数割(円)	2,501,000	2,540,000	2,670,000	2,758,000	2,818,000	2,860,000	2,884,000	2,847,000	2,870,000					
合 計 (円)		41,824,600	40,065,200	38,443,400	36,632,800	35,588,000	34,477,300	33,063,700	31,260,700	30,523,500	32,626,400	37,194,300	35,744,600	29,231,500	27,543,700
登録団体数(団体)		225	228	240	245	248	251	252	252	252	258	255	255	254	254

※平成23年9月より、対象品目に「その他紙類」を追加する。

※平成27年度実績は、再資源化事業推進奨励金の申請時期の変更により、平成27年3月から平成27年12月までの10ヶ月分とする。

※平成27年度より、回数割を廃止する。



6. 生ごみ処理容器購入費補助金

家庭から排出される生ごみの再利用・減量化を図り、併せて市民のごみ再利用意識の高揚及びごみの減量を促進することを目的として、平成5年度から生ごみ自家処理容器（コンポスト）、平成12年度からEMぼかし生ごみ堆肥化容器、平成27年度から家庭用生ごみ処理機（電動式）、平成29年度から生ごみ減量化処理容器（キエーロ）を購入する市民に対して、購入費の一部を補助しています。

< 補助金額・補助数 >（令和2年3月31日現在）

種類	生ごみ自家処理容器 （コンポスト）	EMぼかし生ごみ 堆肥化容器	家庭用生ごみ処理機 （電動式）	生ごみ減量化処理容器 （キエーロ）
補助額	購入費（消費税含む） の4分の3で1基に つき5,000円を限度	購入費（消費税含む） の4分の3で1基に つき2,000円を限度	購入費（消費税含む） の3分の2で1基に つき40,000円を限度	購入費（消費税含む）の 3分の2で1基につき 14,000円を限度
補助数	1世帯2基まで	1世帯2基まで	1世帯1台まで	1世帯1基まで

< 生ごみ処理容器購入費補助実績 >

年 度		平成5 ～平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
補助数 （基・台）	コンポスト	1,364	126	42	19	24	15
	EMぼかし	562	63	8	5	7	7
	電動式		137	38	13	18	20
	キエーロ				3	0	1
合 計		1,926	326	88	40	49	43
補助額 （円）	コンポスト	3,595,600	442,400	143,800	59,000	87,500	52,100
	EMぼかし	994,300	86,700	12,200	7,200	9,500	9,100
	電動式		4,954,000	1,332,900	414,900	626,600	649,400
	キエーロ				31,300	0	11,000
合 計		4,589,900	5,483,100	1,488,900	512,400	723,600	721,600

7. ペットボトルの回収

容器包装リサイクル法の施行に伴い、分別促進のため平成9年10月から市内の主な公共施設等での拠点回収を行い、平成10年1月から一部量販店での店頭回収を行ってきました。なお、市内小中学校や保育所等については各事業所として分別処分することになったため平成26年1月に、市役所・和泉市シティプラザを除く市の施設、桃山学院大学、信太山青少年野外活動センター、大阪府産業技術総合研究所及び店頭回収を平成27年8月に、和泉市シティプラザでの回収を平成28年に終了しています。

※現在、市役所のみで回収を継続しております。

< ペットボトル回収実績 >

年 度 区 分	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
回収量 (t)	61	59	57	54	48	42	42
回収箇所	28	28	26	25	25	48	48
年 度 区 分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
回収量 (t)	36	31	15	1.6	0.8	1.4	1.5
回収箇所	25	25	25	2	1	1	1

8. 使用済乾電池の回収

市内の小中学校及び主な公共施設等に使用済乾電池回収容器を設置し、処理の仕方によっては環境に悪影響を与える使用済乾電池の効率的な回収を行い、再資源化を図ってきました。なお、市内小中学校等については各事業所として分別処分することになったため、平成26年1月に、市役所・和泉市シティプラザを除く市の施設及び和泉郵便局を平成27年8月に、和泉市シティプラザでの回収を平成28年に終了しています。

※現在、市役所のみで回収を継続しております。

< 使用済乾電池回収実績 >

年 度	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
回収量(kg)	5,080	5,110	4,630	5,940	3,930	4,380	3,500
年 度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
回収量(kg)	3,090	4,100	2,360	400	200	760	610

9. ペットボトル・使用済乾電池回収容器設置場所

(令和2年3月31日現在)

拠 点 名	所在地
和泉市役所	府中町二丁目7番5号

10. 使用済小型家電リサイクル

家庭で不要になった小型家電に含まれている貴金属やレアメタルなどの有用な資源を有効活用するため、平成29年12月1日から和泉市役所を含む公共施設4ヶ所に回収ボックスを設置し、小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電の無料回収をしています。

●小型家電回収実績

年度	回収量
平成29年度（12月～3月）	1,363.98kg
平成30年度（4月～3月）	5,525.28kg
令和元年度（4月～3月）	5,961.52kg

●主な回収対象品目

＜回収ボックスの投入口（20cm×35cm）に入る大きさの使用済小型家電＞

- ・携帯電話、スマートフォン、PHS
- ・電話機、FAX
- ・電子辞書、電卓、電子書籍端末
- ・ICレコーダー、ラジオ
- ・電子血圧計、電子体温計
- ・懐中電灯、時計
- ・カーナビ、ETC車載器ユニット
- ・ノートパソコン、タブレット
- ・デジタルカメラ、ビデオカメラ
- ・DVD/HDDレコーダー
- ・ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード
- ・ヘアドライヤー、電気カミソリ
- ・据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機
- ・リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器

＜ 回収ボックス設置場所 ＞（令和2年3月31日現在）

拠 点 名	所在地
和泉市役所（2号館1階生活環境課前）	府中町二丁目7番5号
和泉シティプラザ内生涯学習センター	いぶき野五丁目4番7号
和泉市北部リージョンセンター	太町552番地
和泉市南部リージョンセンター	仏並町398番地の1

1 1. 一般廃棄物の搬入に係る協力金

民間一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入する他の地方公共団体から納付される環境保全協力金をもって、本市の環境負荷の低減を図ることを目的として、平成31年4月1日から施行しています。

なお、自然災害による搬入については、下記の搬入量に反映されておらず、環境保全協力金も無償としています。

●搬入状況

年度	搬入件数	搬入量	環境保全協力金
令和元年度	37 件	12,310.86t	12,320,000 円

※環境保全協力金は、搬入される一般廃棄物の総重量1t当たり1,000円としています。

1t未満の端数があるときは、これを切り上げます。

12. 一般廃棄物再生利用業者一覧

ごみの減量・リサイクルの推進を図ることを目的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号及び第2条の3第2号の規定に基づき、再生利用されることが確実であると認められる一般廃棄物のみの収集運搬又は処分を行う者を指定しています。

(令和2年3月31日現在)

＜ 再生活用業 ＞

事業者名	所在地	電話番号	取り扱う一般廃棄物の種類	指定期間
株式会社 南大阪造園	和泉市平井町577番地	55-0485	剪定枝葉	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日
大栄環境 株式会社	和泉市テクノステージ二丁目3番28号	54-3061	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、がれき類、ガラスくず、動植物性残渣	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日
株式会社 クリーンステージ	和泉市テクノステージ二丁目3番30号	51-3933	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ガラスくず	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日

(令和2年3月31日現在)

＜ 再生輸送業 ＞

事業者名	所在地	電話番号	取り扱う一般廃棄物の種類	指定期間
有限会社 山田肥料商事	東大阪市柏田本町3-28	06-6728-8621	動植物性残渣(魚腸骨)	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日
株式会社 岸化学	徳島県徳島市不動本町3-1645	088-632-6222	動物性残渣(魚腸骨)	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日
有限会社 成商	大阪市平野区加美正覚寺2-5-38	06-6794-6505	動物性残渣(魚腸骨)	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日
株式会社 林興業	東大阪市俊徳町3-2-26	06-6720-7719	動植物性残渣(魚腸骨)	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日
株式会社 南大阪造園	和泉市平井町577番地	55-0485	剪定枝葉	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日
大栄環境 株式会社	和泉市テクノステージ二丁目3番28号	54-3061	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、がれき類、動植物性残渣、ガラスくず	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日
株式会社 摂津	兵庫県尼崎市東塚口町2-4-27	06-6429-1818	動植物性残渣	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日
株式会社 エコサンライズ	和泉市万町1367番地の1	54-1237	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残渣	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日
株式会社 丸与商店	兵庫県芦屋市楠町3-13	0797-22-8693	動植物性残渣	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日

V. 啓発推進事業

1. リサイクルプラザ「彩生館」

ごみ問題の解決は行政だけの問題ではなく、市民や地域団体の意識や行動によって支えられるものであり、ごみ減量・リサイクルの推進は、市民・事業者・行政が協働し、それぞれの役割を果たすことによって効果が発揮されます。

このようなことから、平成9年4月に、市民の創意工夫と活力を生かした事業展開を行うための継続的な推進施設として和泉市リサイクルプラザ彩生館がオープンしました。

平成21年4月には、利用者が年々増加していることもあり、より広い展示場所の確保を目的に工房施設を増築しました。

また、管理運営業務を平成17年度まではいずみリサイクル推進協会に委託しておりましたが、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、平成26年度からハート企画を指定管理者として指定しております。

なお、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、令和2年3月4日から令和2年3月31日までの間の休館や、不特定多数の集客が予想される事業等を中止するなどの措置のほか、次の事業を行いました。

< 施設概要 > (令和2年3月31日現在)

所在地	和泉市室堂町 674 番地の 58 電話 0725-55-5060 FAX 0725-55-5459
構造	軽量鉄骨造り平屋建て（シルバーワークプラザと合築） 増築棟：木造平屋建て
敷地面積	2,421.14 m ²
建築面積	664.76 m ² （増築棟面積 104.96 m ² 含む）
延床面積	690.10 m ² （増築棟面積 128.60 m ² 含む）
床面積	539.42 m ² （増築棟面積 93.11 m ² 含む）

(1) 廃棄物の再生利用等の推進事業

粗大ごみの減量を図るため、不用品として市民から提供された自転車、家具、電化製品等の修理販売を行いました。

< 自転車販売等実績 >

繰越及び搬入件数	販売件数	販売金額	市民再生件数	部品取件数
372 件	161 件	1,064,400 円	6 件	106 件

＜ 家具・電化製品販売等実績 ＞

家 具			電 化 製 品		
搬入件数	販売件数	販売金額	搬入件数	販売件数	販売金額
1, 281 件	1, 162 件	2, 425, 710 円	265 件	237 件	353, 150 円

＜ その他（衣類・陶器類等）販売実績 ＞

販売件数	販売金額
22, 393 件	6, 309, 610 円

（２）リサイクル活動の推進事業

リサイクル活動の一環として、各種教室・環境講座、おもちゃの病院・交換会及びフリーマーケットを開催しました。

＜ 各種教室・環境講座開催実績 ＞

教 室 名	開催数	定員	申込者数	受講料合計
パッチワーク教室	7 回	105 人	35 人	14, 000 円
リフォーム教室 1	11 回	110 人	104 人	41, 600 円
リフォーム教室 2	22 回	308 人	154 人	123, 200 円
リフォーム教室 3	11 回	154 人	154 人	61, 600 円
木工工作教室	9 回	90 人	43 人	8, 600 円
染色教室	11 回	132 人	126 人	50, 400 円
ガラス工芸教室	21 回	420 人	170 人	34, 000 円
特別教室 1	23 回	276 人	229 人	45, 800 円
特別教室 2	3 回	30 人	22 人	6, 600 円
特別教室 3	3 回	30 人	26 人	10, 400 円
環境講座	11 回	220 人	152 人	0 円
合 計	132 回	1, 875 人	1, 215 人	396, 200 円

< おもちゃの病院・交換会開催実績 >

項 目	開催数	持ち込み数	修理済数
おもちゃの病院	11 回	267 個	237 個
おもちゃの交換会	11 回	9 個	7 個※

※交換成立数

< フリーマーケット開催実績 >

会 場	開催数	出店数	出店料／回	出店料合計
彩生館（館内）	21 回	299 店	500 円	149,500 円
南部リージョンセンター	7 回	118 店	1,000 円	118,000 円
泉北クリーンセンター	1 回	17 店	1,000 円	17,000 円
合 計	29 回	434 店	/	284,500 円

（３）リサイクル情報の提供事業

●不用品情報提供

市民からの不用品「ゆずります・ゆずって下さい」の情報掲示コーナーを設け、掲示板に掲載（１件につき３ヶ月間掲示）し、活用は２５件あり、成立は３件でした。

●図書等の貸出

リサイクルに関する図書やビデオ・ＤＶＤの貸出状況は１２１件で２７７冊あり、市民のリサイクル意識の高揚に努めています。

（４）賛助会員

リサイクル事業推進のため寄附金を募り、個人、法人の協賛会員の申込を受付しました。

個人：１９１人×２，０００円＝３８２，０００円

法人：６団体×５，０００円＝３０，０００円

（５）来館者総数

令和元年度 ５９，８１８人 （前年度 ６０，１８３人）

2. 和泉市ごみ減量等推進員（リサイクル）制度

地域におけるボランティアリーダーとして、ごみの減量化・資源化及び適正排出に関する啓発活動及び環境美化の推進を目的に、平成7年5月から小学校区単位に約5～20名の「ごみ減量等推進員（リサイクル）」を委嘱し、地域住民への啓発・指導等の協力活動を行っています。

< 活動実績等 >

区 分 年 度	委 嘱 数	活 動 内 容
平成 29 年度	228 名	6 月：研修会・委嘱状交付式（参加者：114 名） 内容/・委嘱状交付 ・推進員の活動方法 ・ごみ分別アプリについて ・使用済小型家電リサイクルについて 1 月：視察研修会（参加者：23 名） 場所/・エコトピア泉北 ・テクスピア大阪（泉大津市） 内容/・施設見学（エコトピア泉北） ・環境シンポジウム（テクスピア大阪） 「世の中で大切なこと【環境・健康・人間味】」 「古典落語」 講師：桂文喬氏
平成 30 年度	222 名	6 月：研修会・委嘱状交付式（参加者：96 名） 内容/・委嘱状交付 ・推進員の活動方法 ・紙ごみ分別用紙袋について ・ごみステーション設備設置事業補助金について ・蜂の巣駆除費補助金について 1 月：推進員研修会（参加者：151 名） 場所/和泉市コミュニティセンター 内容/環境シンポジウム 「明治・大正のゴミ問題～情けは人の為ならず～」 講師：旭堂南舟氏
令和元年度	225 名	7 月：研修会・委嘱状交付式及び 市長とのタウンミーティング（参加者：118 名） 内容/・委嘱状交付 ・推進員の活動方法 ・市長とのタウンミーティング 11 月：推進員活動（参加者：42 名） 場所/和泉府中駅、信太山駅、北信太駅、和泉中央駅 内容/生ごみ用水切りネット及び啓発用チラシの配布

		2月：視察研修会 場所/・大栄環境 株式会社 和泉リサイクルセンター（参加者：9名） ・アプラ高石（高石市、参加者：12名） 内容/・一般廃棄物処理場の見学（大栄環境） ・環境シンポジウム（アプラ高石） 「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト 泉北環境整備施設組合が取り組む4Rとふるさとの 自然環境保護の関係性の解説 講師：環境省 森里川海プロジェクト副チーム長 大臣官房審議官 奥田 直久 氏
--	--	--

3. 小学校4年生向け副読本「ごみとわたしたち」の発行及び出前授業

和泉市の小学校4年生が授業でごみと生活について学習するため、授業内容を補足する資料として、毎年発行しています。また、平成20年度より、啓発促進のため、学校への出前授業を実施しています。

< 出前授業実績 >

年 度 区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施校数	14校	9校	8校
児童数	1,343名	1,182名	842名
授業内容	・「ごみを減らそう！」(3Rの説明) ・「ごみ減量チェックシート（小学生版）」(実践度チェック) ・和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例 ・パッカー車の実演		

4. ごみの分別説明会

町会（自治会）等を対象に、ごみの分別排出のより一層の定着に向けて、必要に応じて説明会を行っています。

< 分別説明会実績 >

年 度 区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施団体数	4団体	3団体	1団体
参加人数	60名	135名	20名

5. 校区・地域美化清掃活動

●地域美化清掃活動

市内における環境美化活動の推進を図るため、いずみ環境美化キャンペーン実行委員会を設置し、平成6年度から毎年9月に、市民参加による市内一斉清掃活動を行ってきました。平成14年度からは、いずみ環境美化キャンペーンが定着してきたことから、市内の公共の場所の清掃活動をされている団体に対し、清掃用ゴミ袋の無料配布及び回収を行っています。

< 活動実績 >

年 度 区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
活動団体数	341 団体	324 団体	316 団体
延活動件数	835 件	797 件	831 件
ゴミ袋配布枚数	大：55,675 枚 小： 50 枚	大：77,365 枚 小： 410 枚	大：57,974 枚 小： 60 枚

●ボランティア清掃活動

市内の公共の場所の清掃活動をされている方に対し、清掃用ゴミ袋の無料配布及び回収を行っています。

< 活動実績 >

年 度 区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録者数	566 名	445 名	519 名
ゴミ袋配布枚数	大：10,890 枚 小： 1,095 枚	大：10,890 枚 小： 1,095 枚	大：13,026 枚 小： 1,339 枚

6. 「ごみの分け方・出し方」の発行

ごみの分け方、出し方及び収集日程等を市民にお知らせするため、毎年発行し、例年3月号広報にて全世帯に配布しています。また、市役所や出張所、サービスセンターにて転入者等へ配布できるよう常備しています。

< 配布場所 > (令和2年3月31日現在)

拠 点 名	所在地
和泉市役所	府中町二丁目7番5号
和泉シティプラザ	いぶき野五丁目4番7号
和泉市北部リージョンセンター	太町552番地
和泉市南部リージョンセンター	仏並町398番地の1
光明台サービスセンター	光明台三丁目2番5号
和泉市リサイクルプラザ彩生館	室堂町674番地の58
和泉市いずみの国観光おもてなし処(和泉府中)	府中町一丁目19番9号
和泉市いずみの国観光おもてなし処(和泉中央)	いぶき野五丁目1番1号

7. 啓発用分別ごみ箱の貸出

市内で実施する事業・イベント等でごみの減量、環境・リサイクル意識の普及啓発を図ることを目的に、平成22年7月よりごみ箱の貸出を行っています。ごみ箱は、「可燃物」（白色）、「缶・びん」（黄色）、「ペットボトル」（緑色）の3種類を用意し、希望に応じて貸出しています。

< 貸出実績 >

区 分 年 度	貸出件数	延貸出個数	ごみ箱保有数
平成 29 年度	11 件	215 個	93 個
平成 30 年度	8 件	125 個	93 個
令和元年度	12 件	220 個	93 個

8. 広報誌での啓発

ごみ減量・リサイクルに関する記事を「広報いずみ」に掲載、また必要に応じて特集号を掲載及び発行し、市民に対しての啓発を行っています。

< 掲載実績 >

区 分 年 度	掲 載 記 事
平成 29 年度	4 月：粗大ごみ受付センターの受付時間に変更に 5 月：家庭から出る新聞・雑誌等の集団回収を始めませんか 6 月：有料指定ごみ袋(30 リットル)を作製 ハチ駆除の防護服の貸し出し セアカゴケグモの繁殖を予防しましょう カラスや猫にごみを荒らされないために 蚊を増やさないために 飼主不明の犬・猫など死獣等の休日処理受付 生ごみ処理容器の助成 7 月：ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のサービスを7月から開始 生ごみ処理容器の購入費を補助 夏休み宿題&自由研究やっちゃおう 8 月：QRコードのお詫びと訂正 9 月：台風、暴風、大雨時のごみ収集について 災害による浸水便槽臨時汲取り手数料の減免について 飼主不明の犬・猫など死獣等の休日処理受付 ハチ駆除の防護服の貸し出し 10 月：秋祭り時はごみの収集時間が早くなります 第 11 回 泉北環境クリーンフェスティバル 啓発用分別ごみ箱の貸出し

平成 29 年度	12 月：12 月 1 日から使用済小型家電を無料で回収します 年末年始のごみ収集日の確認を 年末の出し遅れたごみは自宅で保管を ごみ等の排出マナーを守り正しい分別にご協力を 飼主不明の犬・猫など死獣等の休日処理受付 生ごみ堆肥化容器の購入費用を補助 1 月：年始のごみ収集日の確認を 環境シンポジウム 2 月：家庭から出る古紙・古布類の集団回収を始めませんか 3 月：新たに 30 リットルのごみ袋を 3 月 1 日から販売 ごみに注射針を入れないで
平成 30 年度	4 月：一部の地域でごみ収集日時が変更 5 月：ごみゼロを目指して 電動式生ごみ処理機と生ごみ減量化処理容器の購入を補助 ごみステーション設置に補助金 蜂の巣駆除費に補助金 おゆずり★バザール 6 月：ハチ駆除の防護服の貸し出し セアカゴケグモの繁殖を予防しましょう 蚊を増やさないために 生ごみ処理容器の購入費を補助 7 月：和泉市リサイクルプラザの指定管理者を公募 ごみ減量等推進審議会の委員を募集 啓発用分別ごみ箱の貸出し 飼主不明の犬・猫など死獣等の休日受付 カラスや猫にごみを荒らされないために 夏休み宿題&自由研究やっちゃおう 8 月：ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をご利用ください 9 月：台風、暴風、大雨時のごみ収集について 災害による浸水便槽臨時汲取り手数料の減免 飼主不明の犬・猫など死獣等の休日処理受付 蜂の巣駆除費に補助金 10 月：秋祭り時はごみの収集時間が早くなります 第 12 回 泉北環境クリーンフェスティバル 生ごみ処理容器の購入費を補助 11 月：和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例の制定 こども服等無料提供会「おゆずり★バザール」 12 月：年末年始のごみ収集日 生ごみ処理容器の購入費を補助 ごみ等の排出マナーを守り正しい分別にご協力を

平成 30 年度	1 月：台風 21 号にかかる感謝状の贈呈 年始のごみ収集確認を 環境シンポジウム 家庭用生ごみ処理機、減量化処理機などの補助 2 月：家庭から出る古紙・古布類の集団回収を始めませんか 3 月：発火の危険があるごみの出し方にご協力を
令和元年度	4 月：ごみの収集 大型連休中も通常通り収集 「水銀を含むごみ」の出し方が変更 5 月：生活環境課からのお知らせ 各種補助事業 ごみの減量にご協力を 「食品ロス」を減らそう おゆずり★バザール 6 月：蜂の巣駆除 蜂駆除の防護服の貸出 駆除費に補助金 7 月：飼主不明の死獣の休日処理受付 カラスや猫にごみを荒らされないために 啓発用分別ごみ箱の貸出 セアカゴケグモの繁殖を予防しましょう 8 月：災害による浸水便屋臨時汲取り手数料の減免 台風や大雨時のごみ収集 9 月：蜂の巣駆除費に補助金 蜂駆除の防護服の貸出 10 月：秋祭り時はごみの収集時間が早くなります パブリックコメント(路上喫煙制限条例) 11 月：第 13 回 泉北環境クリーンフェスティバル おゆずり★バザール 生ごみ処理容器の購入費を補助 12 月：【特集】まちも心もきれいに 年末年始のごみ収集日 年末の出し遅れたごみは自宅で 飼主不明の犬・猫など死獣等の休日処理受付 ごみの排出マナーを守り正しい分別を 1 月：家庭用生ごみ処理機、蜂の巣駆除等の補助 年始のごみ収集日の確認を 2 月：環境シンポジウム 家庭から出る古紙・古繊維の集団回収を始めませんか

9. 和泉市ごみ減量等推進審議会

本市におけるごみの減量対策等、廃棄物処理行政の進め方について、審議調査することを目的に、平成4年6月から和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例に基づき市長が委嘱し、または任命した委員25名以内で組織する審議会を設置しています。

< 開催実績 >

区 分 年 度	開催日	審 議 案 件
平成22年度	5月26日	第3次一般廃棄物処理基本計画について
平成25年度	11月28日	和泉市における日常（可燃）ごみの有料化について
	2月5日	和泉市における日常（可燃）ごみの有料化について
平成26年度	5月26日	和泉市における日常（可燃）ごみの有料化について
	7月23日	和泉市における日常（可燃）ごみの有料化について
平成27年度	2月25日	1. 家庭系日常（可燃）ごみ有料化の状況について 2. 第4次一般廃棄物処理基本計画（素案）について
平成28年度	1月20日	1. 日常（可燃）ごみ有料化の状況について 2. 日常（可燃）ごみ有料化指定袋の収支及び関連施設費について 3. 容器包装プラスチックの分別収集について
平成29年度 平成30年度 令和元年度	未開催	

10. ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」

スマートフォンが普及している現状を受けて、平成29年7月1日から、スマートフォン・タブレット用の無料アプリを利用して、収集日程や分別案内、その他ごみに関する情報を受けられるサービスを提供しています。

< 累計ダウンロード者数 >

年度	ダウンロード者数	ダウンロード者合計
平成29年度(7月～3月)	1,363人	1,363人
平成30年度(4月～3月)	3,237人	4,600人
令和元年度(4月～3月)	3,810人	8,410人

＜ 機能一覧 ＞

名 称	内 容
収集日カレンダー	設定した地域の日常ごみ、資源物、新分別の収集日をカレンダー形式で確認することができます。 また、日時の設定をすることでごみの収集日前にアラームでお知らせすることができます。
ごみ分別一覧	品目名で検索することで、ごみの分別や処分方法を確認することができます。
パンフレット閲覧	市民に配布している「家庭ごみの分け方・出し方」や「家庭ごみ収集日程表」を閲覧することができます。
問い合わせ先	生活環境課や粗大ごみ受付センター等の問い合わせ先を確認することができます。
よくある質問	ごみの分別や処分方法等について問い合わせの多い内容をQ & A形式で掲載しています。
インフォメーション	ごみ等に関する、生活環境課からのお知らせを随時配信しています。

1 1. ごみステーション設備設置事業補助金

一般家庭から排出されるごみの収集において、狭隘な道路のため収集場所を確保できない場合に設置されているごみステーション設備の老朽化等による、交換等の設置に要する費用に対し、1回の申請で補助対象の経費の2分の1で50,000円を限度に平成30年4月1日から町会・自治会へ補助金を交付しています。

＜ 補助実績 ＞

年度	補助団体数	補助基数	補助金額
平成30年度	2団体	4基	200,000円
令和元年度	3団体	5基	244,000円

1 2. 蜂の巣駆除費補助金

高齢者(65歳以上)及び障がい者のみの世帯で蜂の巣を駆除できない場合に、自ら居住している建物のある敷地内にできた蜂の巣を市が指定する駆除業者へ依頼して駆除した世帯に対し、1回の申請で補助対象の経費の3分の1で20,000円を限度に平成30年4月1日から補助金を交付しています。

＜ 補助実績 ＞

年度	補助世帯数	補助金額
平成30年度	15世帯	168,400円
令和元年度	22世帯	265,200円

13. いずみプラスチックごみゼロ宣言

近年、不用意に捨てられたプラスチックごみが海洋に流れ込み、細分化されてマイクロプラスチックとして生態系に及ぼす影響が懸念されています。

プラスチックは、安価で使いやすいことから、私たちの生活の中では数々のプラスチック製品が使用されている一方で、不用意に捨てられたプラスチックごみが海洋に流れ込み、細分化されてマイクロプラスチックとして生態系に及ぼす影響が懸念されています。

和泉市ではこれまで市民・事業者・行政が協働して「美しいまちづくり」の一環として、ポイ捨てされたプラスチックごみなどが水路や河川を通じて海に流れ込まないように、地域清掃・ボランティア清掃などの活動を支援し、環境美化に取り組んできました。

この環境美化意識を更に醸成し、住民や事業所への3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の更なる推進、全庁をあげてのマイバック持参運動や使い捨てプラスチック代替製品の活用など、プラスチックごみゼロに向け、不断の取り組みを行うことを令和元年10月10日付けで宣言し、以下を行動指標として示しました。

<いずみプラスチックごみ削減に向けた行動指標>

（1）ごみは分別して適正処理しましょう

ポイ捨てしたごみに含まれる飲料用・包装用プラスチック製品、たばこのフィルターは、水路や河川から海に流れ込みマイクロプラスチックとなり、生態系に及ぼす影響が懸念されています。ごみは分別して適正に処理しましょう。

（2）マイバックを持参しましょう

レジ袋の使用を控え、過剰包装を断りましょう。

（3）使い捨てプラスチック製品の使用を控えましょう

マイボトルの利用や代替製品の利用を心がけ、プラスチック製品を使用する場合はできるだけ長期間使用し、使用後は適正に処理しましょう。

14. リサイクル協力店

大阪府リサイクル社会推進会議の「リサイクルアクションプログラム」の事業として、平成4年9月から大阪府内一円で、ごみ減量化・リサイクル推進宣言店「エコショップ」の募集を行ってききましたが、平成25年3月に廃止となりました。それ以降は本市独自で取り組みを行っており、現在は市内で以下の18店舗がプラスチック容器等の自主回収にご協力いただいております。

＜ プラスチック容器等の自主回収店舗 ＞ (令和2年3月31日現在)

店 舗 名	住 所	牛乳パック	アルミ缶	ペットボトル	ペットボトルのキャップ	トレイ (発泡スチロール製)	トレイ (プラスチック製)	卵パック
ディオ 和泉店	池田下町 130 番地	○		○		○		
万代 和泉中央店	池田下町 377 番地の 1	○		○		○		
コープ 和泉中央店	いぶき野四丁目 5 番 19 号	○		○	○	○	○	○
イズミヤ 和泉中央店	いぶき野五丁目 1 番 11 号	○	○	○		○		
オークワ 和泉中央店	内田町一丁目 4 番 8 号	○		○		○		
オークワ 和泉小田店	小田町三丁目 10 番 1 号	○		○		○		
プライスカット 和泉鶴山台店	上町 436 番地の 4	○		○		○		
スーパースンエー 光明台店	光明台三丁目 2 番 6 号	○	○	○		○		
デイリーカーナート 鶴山台店	鶴山台二丁目 1 番 5 号	○		○		○	○	
マルナカ 和泉店	寺田町二丁目 3 番 5 号	○		○		○		
スーパーセンターオークワ 和泉納花店	納花町 313 番地	○		○		○		
イオン 和泉府中店	肥子町二丁目 2 番 1 号	○		○	○	○		
KOHYO 光明池店	伏屋町三丁目 2 番 50 号	○	○	○		○		
万代 和泉府中店	府中町六丁目 14 番 25 号	○		○		○	○	
万代 和泉万町店	万町 1055 番地	○		○		○	○	
松源 COMBOX 光明池店	室堂町 824 番地の 36	○	○	○		○		
ダイエー光明池店	室堂町 841 番地の 1	○	○	○		○		
松源 光明池店	和田町 256 番地	○		○		○	○	

VI. ごみ処理施設

1. 処理場の経過

昭和38年2月地方自治法第284条に基づき一部事務組合(泉大津市和泉市清掃組合)を発足し、両市のごみ及びし尿の共同処理を行ってきましたが、昭和41年5月に隣接する高石市の加入に伴い、構成三市の広域的下水道処理を含めた一部事務組合「泉北環境整備施設組合」と改称しました。

平成16年4月には同組合の管理棟が完成し、事務局を現在の所在地へ移転させ、元の建物を現在の名称である「泉北クリーンセンター」に改称しました。

なお、平成28年3月には同組合の資源化センターにあたる「エコトピア泉北」が完成し、現在は構成三市のごみ処理及び再資源化を行っています。

2. 構成三市の人口及び面積(令和2年3月31日現在)

市 名	人 口	世 帯 数	面 積
泉大津市	74,421 人	34,600 戸	13.62 k m ²
和 泉 市	185,790 人	79,885 戸	84.98 k m ²
高 石 市	57,617 人	25,823 戸	11.35 k m ²
合 計	317,828 人	140,308 戸	109.95 k m ²

3. 泉北環境整備施設組合事業所の施設名、住所及び連絡先

〒594-0001

泉北クリーンセンター：和泉市舞町 87 番地

TEL 0725-41-2030

FAX 0725-41-2115

〒594-0001

エコトピア泉北：和泉市舞町 87 番地

TEL 072-273-3331

FAX 072-273-3332

〒594-1154

最終処分場：和泉市松尾寺町 1876 番地

TEL 0725-54-2474

〒592-0013

事務局：高石市取石 6 丁目 9 番 40 号

TEL 0725-46-0150

FAX 0725-46-0800

4. 処理施設の概要

区分		ごみ焼却施設		粗大ごみ 処理施設	ごみ 焼却施設	資源化 センター	
		1 号炉	2 号炉		5 号炉		
都市計画 面積		42, 407. 38 m ²					
延床面積		25, 967. 08 m ²			8, 897. 39 m ²	3, 182. 13 m ²	
工 事	着工	平成 11 年 8 月			昭和 63 年 6 月	平成 26 年 10 月	
	竣工	平成 15 年 3 月			平成 3 年 3 月	平成 28 年 3 月	
処理方法		全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)		併用設備 (備考)	全連続燃焼式炉	磁選機付 手選別	
処理能力		150t/24h	150t/24h	40t/5h	150t/24h	25t/5h	
建設費 (千円)		20, 370, 000		1, 890, 000	4, 300, 000	1, 339, 148	
設計 ・ 施工		(株)タクマ				設計 (株)環境技術研究所 建築施工 (株)福田組 機材施工 極東開発工業(株)	
備考		※排ガス処理設備 2 段バグフィルター× 2 基 (1 段)51, 000 m ³ /h ろ布 414 本 (2 段)54, 000 m ³ /h ろ布 546 本 ※発電設備 出力 9, 300kw 単気筒横置多段衝動式タービン ※余熱利用設備 循環水温 45t/h(サシ燦ﾌｰﾙ) ※集合煙突(1 ・ 2 ・ 5 号炉) 高さ 89m ※ごみピット容量 8, 333 m ³ ※緑地緩衝帯 7, 263. 79 m ²		※不燃粗大ごみ処理設備 高速衝撃剪断回転式 22 t / 5 h ※可燃粗大ごみ処理設備 低速 2 軸回転式 18 t / 5 h		※排ガス処理設備 電気集塵機→ 湿式戦場装置→ バグフィルター装置 ※ごみピット 容量 4, 600 m ³	処理能力 25 t / 5 h 缶/ビンライン 17 t / 5 h プラ容器ライン 8 t / 5 h

5. 最終処分場

名 称	敷地面積	処 理 方 法	処 理 能 力	設計・施工・工事
松 尾 寺 山 最 終 処 分 場	48,471 m ²	準好気性埋立	410,430 m ³	設計：日本環境工学設計事務所 施工：前田建設工業(株) 工事着工：平成 3 年 12 月 工事竣工：平成 5 年 3 月

VII. し尿処理事業

1. 概 要

し尿処理は、公共下水道を通じて処理する方法、浄化槽により処理する方法、くみ取り便所からくみ取り処理する方法の3つの方法で行っています。

本課のし尿処理事業は、浄化槽から発生する汚泥及びくみ取り便所からくみ取ったし尿の収集運搬業務です。

2. し尿の収集運搬

し尿の収集運搬は、許可業者（4社）によって実施しています。

●継続収集

市内の一般家庭から排出されるし尿は、概ね月2回収集しています。事業所等から排出されるし尿は、随時収集しており、いずれも有料で収集運搬しています。

●臨時収集

便所の改造廃止等により、臨時的に収集が必要な場合は、有料で収集を実施しています。

●天災等による収集

天災その他、特別の事情があると認めた場合は、手数料を減額または免除し、収集を実施しています。

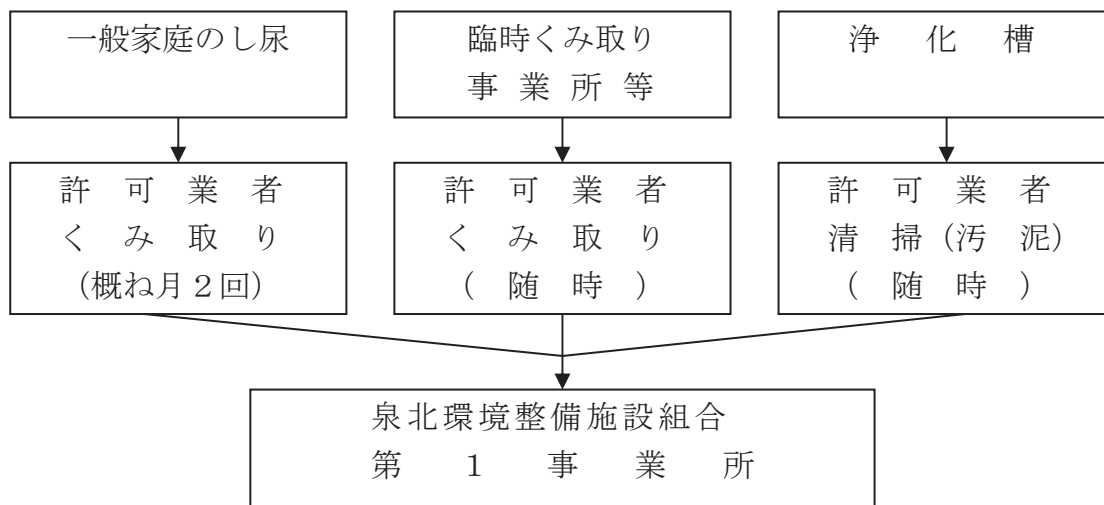
3. し尿の処理

し尿の処理については、泉大津市、和泉市、高石市の三市による「一部事務組合泉北環境整備施設組合第1事業所」で処理を行っています。

4. 浄化槽の清掃と汚泥の収集運搬

本市では、浄化槽の清掃及び汚泥の収集運搬を許可業者で実施しています。収集された汚泥も「一部事務組合泉北環境整備施設組合第1事業所」で処理を行っています。

5. し尿収集体系



6. 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬及び浄化槽清掃許可業者

（令和2年3月31日現在）

業 者 名	所 在 地	電話番号
株式会社 和泉衛生	和泉市府中町八丁目 4 番 22 号	41-0453
株式会社 金楽商事	和泉市唐国町二丁目 15 番 45 号	54-1111
株式会社 丸岡	和泉市上町 95 番地	45-2300
有限会社 本多衛生	和泉市弥生町二丁目 25 番 4 号	45-6300
車谷環境設備 株式会社	泉大津市昭和町 10-25	33-7378

※車谷環境設備 株式会社は、浄化槽汚泥の許可に限る。

7. 一般廃棄物（し尿）処理手数料

（令和2年3月31日現在）

一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料
し尿	普通	普通便槽	1人1箇月につき	286円
	特殊	水使用を必要とするもの	1槽1箇月につき	普通手数料に308円を加算した額
		一般家庭で便槽が2以上あるもの	1箇月1槽増につき	普通手数料に165円を加算した額
	従量	事業所等人員によって算定し難いもの、限度の不明確な水使用を必要とするもの、雨水、地下水等の浸入するもの（不良便槽）	10ℓにつき	66円
	臨時	便槽改造、廃止その他の理由で占有者等の申出により臨時に処理するもの	10ℓにつき	66円
			1槽1回につき	従量手数料に2,200円を加算した額

備考

- ・ 手数料は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を含む。
- ・ この表または前項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

8. 生活排水処理の状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総 人 口	187,279	187,166	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790
世 帯 数	74,921	75,771	76,396	77,122	77,809	78,823	79,885
処理区域内人口	187,279	187,166	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790
世 帯 数	74,921	75,771	76,396	77,122	77,809	78,823	79,885
非水洗化人口（汲取人口）	13,308	12,429	11,563	11,028	10,476	9,663	9,108
世 帯 数	5,615	5,353	5,110	4,938	4,779	4,426	4,196
水 洗 化 人 口	173,971	174,737	175,038	175,342	175,460	176,227	176,682
世 帯 数	69,306	70,418	71,286	72,184	73,030	74,397	75,689
下水道口人口	141,648	143,005	143,791	144,548	145,978	147,286	148,185
世 帯 数	56,517	57,624	58,601	59,498	60,717	62,048	63,297
浄化槽人口	32,323	31,732	31,247	30,794	29,482	28,941	28,497
世 帯 数	12,789	12,794	12,685	12,686	12,312	12,349	12,392
基 数	4,786	4,545	4,638	4,592	4,490	4,507	4,438
合併浄化槽人口	13,651	13,621	13,651	13,686	13,549	13,620	13,577
世帯数	5,460	5,515	5,594	5,655	5,669	5,771	5,852
基数	2,305	2,294	2,307	2,321	2,329	2,327	2,319
（内住宅用）	2,150	2,137	2,144	2,155	2,161	2,160	2,149
単独浄化槽人口	18,672	18,111	17,596	17,108	15,933	15,321	14,920
世帯数	7,329	7,279	7,091	7,031	6,644	6,578	6,540
基数	2,481	2,408	2,332	2,271	2,161	2,180	2,119
下水道告示人口	158,191	159,555	160,352	160,864	162,114	163,016	163,620
世 帯 数	63,358	64,554	65,606	66,458	67,707	68,925	70,139

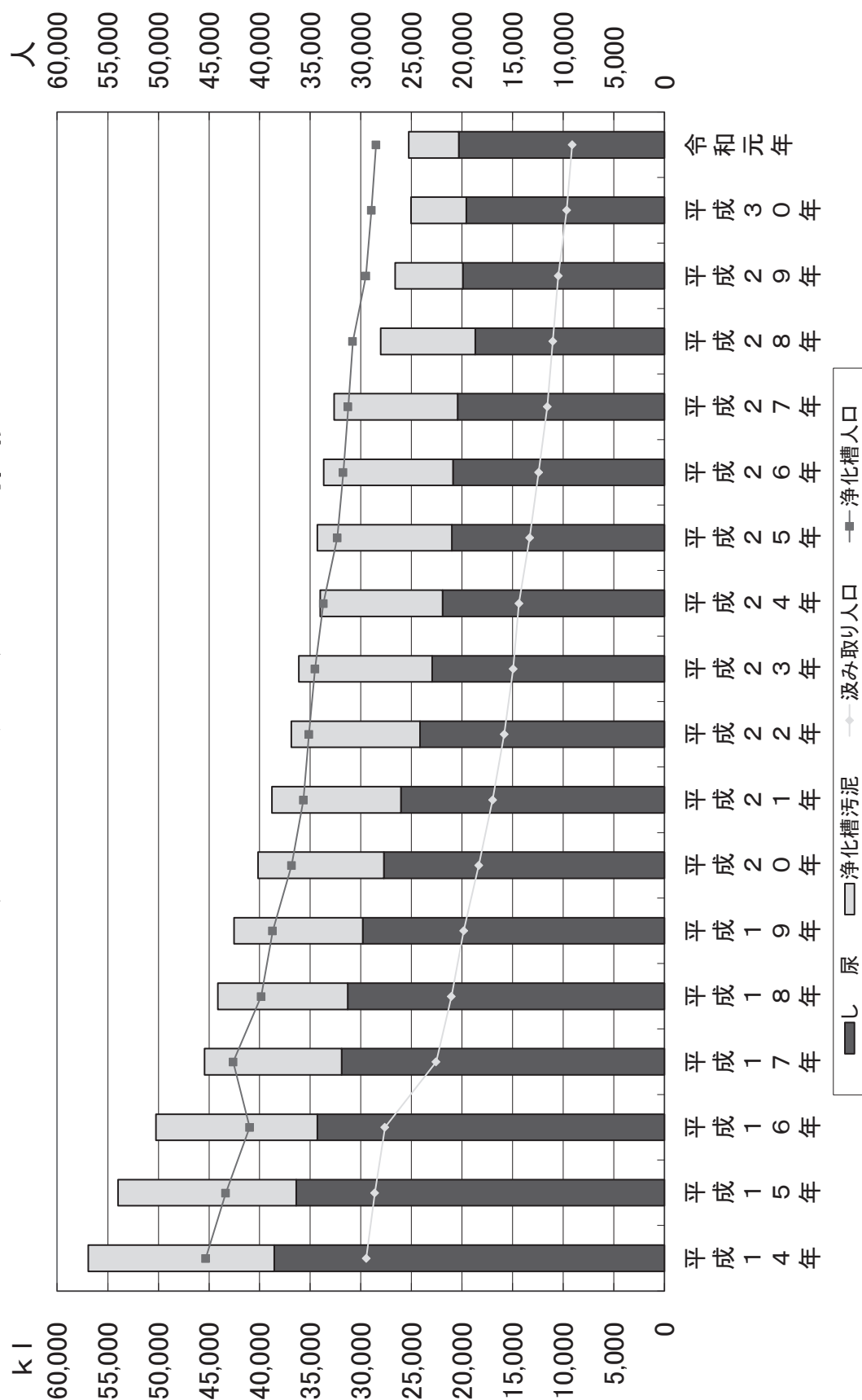
9. し尿・浄化槽汚泥処理人口及び処理量の推移

年 度 区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
くみ取り人口（人）	29,449	28,621	27,620	22,560	21,044	19,836
浄化槽人口（人）	45,328	43,335	40,979	42,614	39,845	38,707
合 計（人）	74,777	71,956	68,599	65,174	60,889	58,543
し 尿（k l）	38,548.8	36,370.8	34,286.4	31,883.4	31,302.0	29,795.4
浄化槽汚泥（k l）	18,378.0	17,625.6	15,975.0	13,573.8	12,837.6	12,722.4
合 計（k l）	56,926.8	53,996.4	50,261.4	45,457.2	44,139.6	42,517.8
汚 泥 量（t）	1,633.66	1,566.58	1,392.45	1,336.87	1,018.30	782.18

年 度 区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
くみ取り人口（人）	18,338	16,963	15,823	14,940	14,359	13,308
浄化槽人口（人）	36,828	35,671	35,118	34,518	33,690	32,323
合 計（人）	55,166	52,634	50,941	49,458	48,049	45,631
し 尿（k l）	27,712.8	26,026.9	24,139.8	22,957.2	21,931.2	21,009.6
浄化槽汚泥（k l）	12,432.6	12,751.2	12,742.2	13,172.4	12,081.6	13,287.6
合 計（k l）	40,145.4	38,778.1	36,882.0	36,129.6	34,012.8	34,297.2
汚 泥 量（t）	960.00	804.17	766.40	731.91	667.76	670.76

年 度 区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
くみ取り人口（人）	12,429	11,563	11,028	10,476	9,663	9,108
浄化槽人口（人）	31,732	31,247	30,794	29,482	28,941	28,497
合 計（人）	44,161	42,810	41,822	39,958	38,604	37,605
し 尿（k l）	20,901.6	20,443.6	18,678.5	19,930.9	19,565.1	20,309.5
浄化槽汚泥（k l）	12,767.4	12,200.4	9,344.3	6,677.8	5,483.4	4,963.5
合 計（k l）	33,669.0	32,634.0	28,022.8	26,608.7	25,048.5	25,273.0
汚 泥 量（t）	675.83	708.30	612.60	615.21	476.42	439.35

処理人口及び処理量の推移



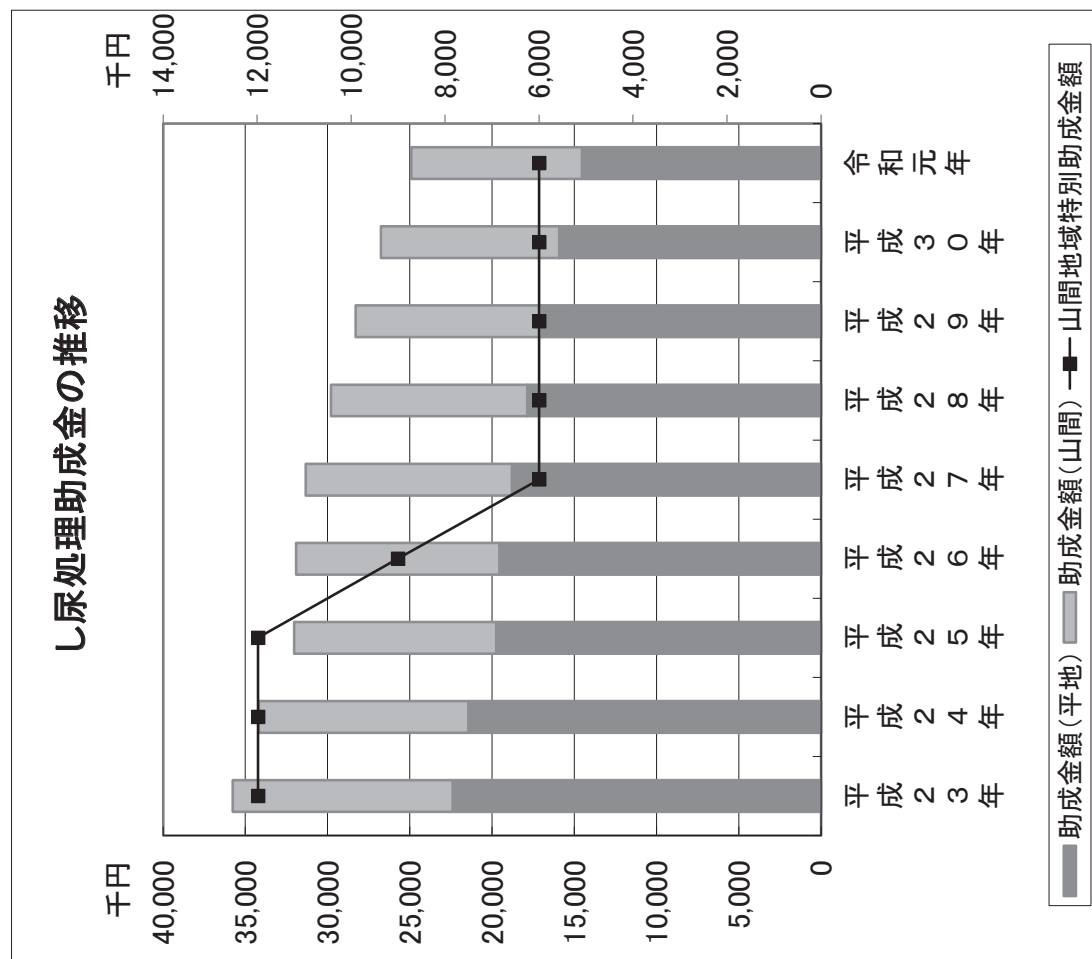
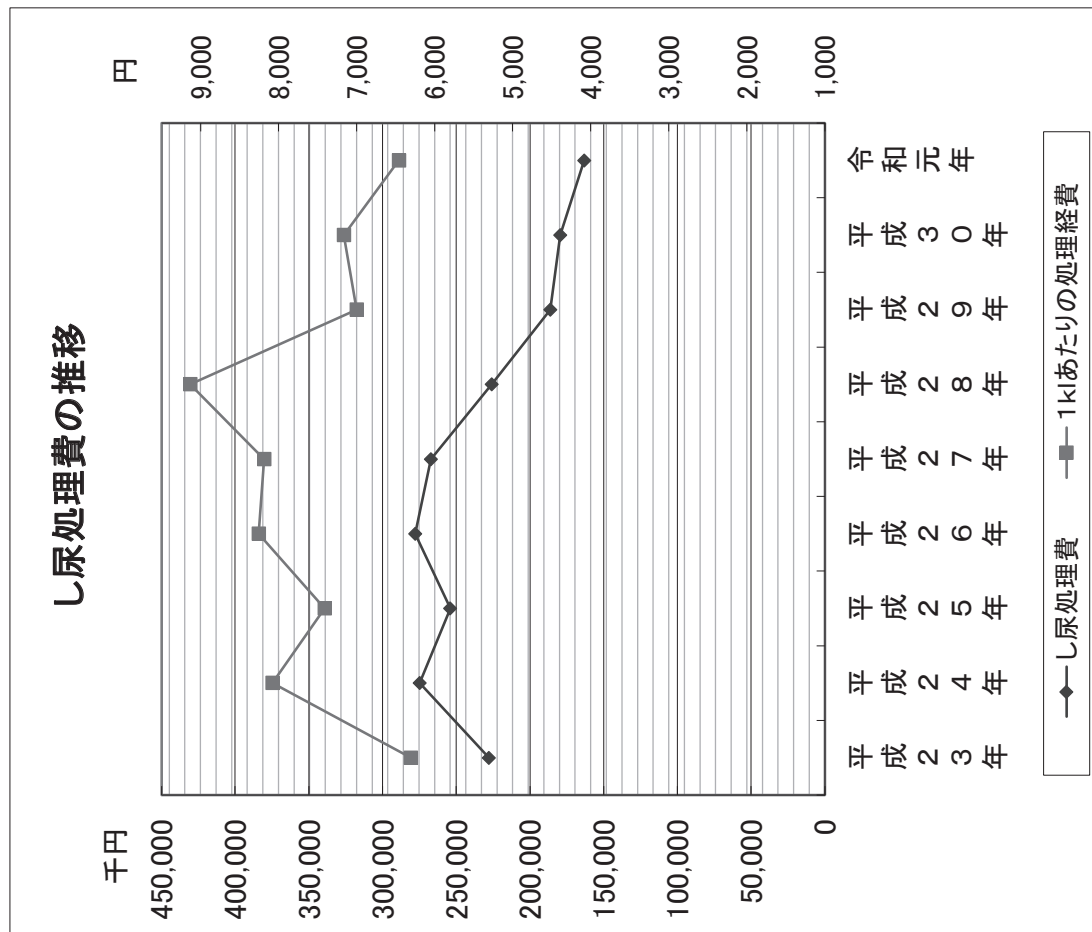
1 0 . し尿処理費の推移

年度 区分	平成 2 3 年	平成 2 4 年	平成 2 5 年	平成 2 6 年	平成 2 7 年	平成 2 8 年	平成 2 9 年	平成 3 0 年	令和元年
し尿処理費 (千円)	227, 833	274, 753	254, 069	277, 928	267, 149	225, 903	186, 238	179, 431	163, 244
1 k 1 当たりの処理経費 (円)	6, 306	8, 078	7, 408	8, 255	8, 186	9, 132	6, 999	7, 163	6, 459
し尿及び浄化槽汚泥排出量 (kl)	36, 130	34, 013	34, 297	33, 669	32, 634	28, 022	26, 608	25, 049	25, 273
くみ取り及び浄化槽人口	49, 458	48, 049	45, 631	44, 101	42, 810	41, 822	39, 958	38, 604	37, 605
くみ取り及び浄化槽世帯数	19, 537	19, 182	18, 404	18, 147	17, 795	17, 624	17, 092	16, 775	16, 588

1 1 . し尿処理助成金の推移

年度 区分	平成 2 3 年	平成 2 4 年	平成 2 5 年	平成 2 6 年	平成 2 7 年	平成 2 8 年	平成 2 9 年	平成 3 0 年	令和元年
助成金額 (円)	170	170	170	180	190	190	190	190	190
(月額／1人)	258	258	258	273	289	289	289	289	289
助成金額	22, 389, 680	21, 435, 810	19, 746, 180	19, 542, 960	18, 789, 290	17, 857, 910	16, 963, 770	15, 903, 380	14, 524, 550
(円／年間)	13, 383, 234	12, 757, 326	12, 273, 060	12, 364, 443	12, 532, 485	11, 922, 695	11, 334, 869	10, 851, 372	10, 370, 765
合計	35, 772, 914	34, 193, 136	32, 019, 240	31, 907, 403	31, 321, 775	29, 780, 605	28, 298, 639	26, 754, 752	24, 895, 315
増減率 (%)	▲ 6. 2	▲ 4. 4	▲ 6. 4	▲ 0. 3	▲ 1. 8	▲ 4. 9	▲ 5. 0	▲ 5. 5	▲ 6. 9
対象業者数	4	4	4	4	4	4	4	4	4
山間地域特別助成金額 (円／月額)	998, 470	998, 470	998, 470	750, 000	500, 000	500, 000	500, 000	500, 000	500, 000
山間地域特別助成金額 (円／年間)	11, 981, 640	11, 981, 640	11, 981, 640	9, 000, 000	6, 000, 000	6, 000, 000	6, 000, 000	6, 000, 000	6, 000, 000
対象業者数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
くみ取り人口	10, 730	10, 313	9, 427	8, 737	8, 031	7, 663	7, 272	6, 600	6, 183
(年度末)	4, 210	4, 046	3, 881	3, 692	3, 532	3, 365	3, 204	3, 063	2, 925
合計	14, 940	14, 359	13, 308	12, 429	11, 563	11, 028	10, 476	9, 663	9, 108
増減率 (%)	▲ 5. 6	▲ 3. 9	▲ 7. 3	▲ 6. 6	▲ 7. 0	▲ 4. 6	▲ 5. 0	▲ 7. 8	▲ 5. 7

※山間地域特別助成金とは、山間地域を受け持つ業者が、概ね月 2 回のくみ取りを遂行するために中継業務が必要なことから交付している助成金。



Ⅷ. し尿処理施設

1. 処理場の経過

昭和38年2月地方自治法第284条に基づき一部事務組合（泉大津市和泉市清掃組合）を発足し、両市のごみ及びし尿の共同処理を行ってきましたが、昭和41年5月に隣接する高石市の加入に伴い、構成三市の広域的下水道事業を含めた一部事務組合「泉北環境整備施設組合」と改称しました。

平成26年4月から下水道事業を組合市に移管し、また、平成28年6月からは同法第252条の14に基づく事務委託により、忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥の受入を開始しました。

現在は、構成三市と忠岡町のし尿処理を行っています。

2. 構成三市のし尿処理人口（令和2年3月31日現在）

市 名	人 口	し尿 処理人口	処理人口内訳	
			生し尿	浄化槽
泉大津市	74,421 人	9,806 人	1,086 人	8,720 人
和 泉 市	185,790 人	37,605 人	9,108 人	28,497 人
高 石 市	57,617 人	8,059 人	790 人	7,269 人
合 計	317,828 人	55,470 人	10,984 人	44,486 人

3. 泉北環境整備施設組合の施設名、住所及び連絡先

〒595-0054

第1事業所：泉大津市汐見町98番地

TEL 0725-32-5491

FAX 0725-32-4460

〒592-0013

事務局：高石市取石6丁目9番40号

TEL 0725-46-0150

FAX 0725-46-0800

4. 処理施設の概要

区 分	施設名	
	し尿処理施設第1事業所	
	し尿処理施設	
所 在 地	泉大津市汐見町 98 番地	
着 工	昭和 59 年 6 月 21 日	
竣 工	昭和 62 年 1 月 31 日	
敷地面積	8,642.22 m ²	
建物面積	2,998.62 m ²	
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	
処理方式	低希釈高負荷酸化処理方式	
処理能力	200kl／日	
施 工	荏原インフィルコ(株)	
建設費	本体工事費	1,119,421 千円
	そ の 他	60,579 千円
	合 計	1,180,000 千円
備 考	基幹的施設更新 二次スクリーン及び冷凍機取替（平成 9 年） 99,540 千円 施工：荏原インフィルコ(株) ※生し尿と浄化槽汚泥を混合処理化のため処理フローの改造 処理能力：200kl／日（生し尿：125kl／日、浄化槽：75kl／日） ロンドン条約締結に伴い、浄化槽脱水汚泥の海洋投棄が禁止されることから、前処理後の浄化槽汚泥をし尿汚泥処理系へ投入処理することで処理フローを単一化し、浄化槽汚泥の脱水設備を撤去するなど、効率の良い処理フローとするための改造を行った。（平成 18 年 3 月）	

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例

平成5年12月22日

条例第29号

改正 平成12年3月29日条例第11号

平成17年3月31日条例第4号

平成18年9月29日条例第25号

平成21年3月30日条例第6号

平成25年12月16日条例第46号

平成26年12月16日条例第42号

平成29年3月30日条例第5号

令和元年6月28日条例第2号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年和泉市条例第13号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 廃棄物の減量推進（第10条—第15条）

第3章 廃棄物の適正処理（第16条—第21条）

第4章 手数料等（第22条—第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び利用すること又は資源として利用することをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、廃棄物の減量及び適正処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図る等により、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、一般廃棄物の適正処理に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び清潔の保持に関する市民の自主的な活動の促進及び支援を図るよう努めなければならない。

3 市長は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔保持についての市民の意見を施策に反映させるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用等により廃棄物の再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場

合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔の保持を図るとともに、清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(ごみ減量等推進審議会)

第7条 一般廃棄物の減量及び市の廃棄物処理施策等に関し調査、審議を行うため、和泉市ごみ減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員25名以内で組織する。

3 審議会に委員の互選により会長及び副会長各1名を置く。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(ごみ減量等推進員)

第8条 一般廃棄物の減量等を推進するため、市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちからごみ減量等推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市の施策への協力、市民の自主的な活動の推進、その他の活動を行う。

(指導又は助言)

第9条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導し、又は助言することができる。

第2章 廃棄物の減量推進

(市長等の減量推進)

第10条 市長その他の市の機関は、その事務を処理するに当たっては、自ら廃棄物の発生を抑制し、廃棄物のうち再利用が可能なものの回収に努めるとともに、物品の調達に当たっては、再生品を利用する等再利用を促進することにより廃棄物の減量に努めなければならない。

(市民の減量推進)

第11条 市民は、再利用が可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用の促進のための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品の購入等に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者の減量推進)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物の発生の抑制を図る製品を開発し、製品の修理体制を確保するよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(平17条例4・一部改正)

(適正包装等)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰包装の自粛、容器の回収等を行うよう努めなければならない。

(多量排出事業者への指導等)

第14条 規則で定める量を超える事業系一般廃棄物を排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、規則で定めるところによりその事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正な処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画及びその実施について調査し、及び指導することができる。

3 市長は、多量排出事業者に対し、その事業系一般廃棄物の処理について必要な事項を指示することができる。

(改善勧告等)

第15条 市長は、多量排出事業者が前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項若しくは第3項の規定による調査、指導若しくは指示に協力せず、若しくは従わないときは、当該多量排出事業者に対し、調査に協力し、又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第16条 市長は、法第6条に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたときは、これを告示しなければならない。

2 前項の規定は、一般廃棄物処理計画に関し重要な変更があった場合に準用する。

(一般廃棄物の処理)

第17条 市長は、前条の規定により定めた計画に従い、家庭系廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

3 一般廃棄物の区分及び処理は、規則で定める。

(適正処理困難物)

第18条 市長は、一般廃棄物のうち適正に処理することが困難であると認める物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定を行ったときは、これを告示しなければならない。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物を自ら回収する等の適正な措置を講ずるよう要請することができる。

(占有者等の協力義務)

第19条 占有者等は、一般廃棄物のうち、衛生的かつ生活環境の保全上支障がない方法により容易に処分することができる物については、自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない者については、市長が指示するところにより一般廃棄物を適正に分別し、排出する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 占有者等は、分別排出及び分別収集が容易にできるように容器又は設備を設けるとともに、衛生的かつ生活環境の保全に支障が生じないように維持管理しなければならない。

(排出禁止物等)

第20条 占有者等は、市長が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

(1) 有毒性物質を含むもの

(2) 著しく悪臭を発するもの

- (3) 危険性のあるもの
- (4) 引火性のあるもの
- (5) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(占有者等に対する改善勧告等)

第21条 市長は、占有者等が前条第2項の指示に従わないときは、当該占有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

第4章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第22条 一般廃棄物の収集、運搬等に関する手数料の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定による既納の手数料は、これを還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平12条例11・平17条例4・平26条例42・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第23条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、前条に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物処理業等の許可申請手数料)

第24条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者若しくは同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者若しくは法第7条の2第1項の規定によるこれらの許可に係る事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき10,000円

- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき10,000円
 - (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき10,000円
 - (5) 前各号の許可証の再交付手数料 1件につき6,000円
- 2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。
- (1) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき10,000円
 - (2) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき6,000円
- 3 前2項の規定による既納の手数料は、これを還付しない。
- （平17条例4・一部改正）

第5章 雑則

（委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に納付理由の発生した手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前における和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定による処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（和泉市附属機関に関する条例の一部改正）

- 4 和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成12年条例第11号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成１７年条例第４号）

- 1 この条例は、平成１７年４月１日から施行する。ただし、第１２条第２項の改正規定及び第２４条第１項の改正規定中「同条第４項」を「同条第６項」に改める部分は公布の日から、第２２条及び別表の改正規定は平成１７年１０月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例別表の規定は、平成１７年１０月１日以後に処理の申込みがあったものについて適用し、同日前に処理の申込みがあったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成１８年条例第２５号）

- 1 この条例は、平成１９年１月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例別表の規定は、平成１９年１月１日以後に処理の申込みがあったものについて適用し、同日前に処理の申込みがあったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成２１年条例第６号）

- 1 この条例は、平成２１年７月１日から施行する。
- 2 この条例の施行前に収集運搬された事業系一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年条例第４６号）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の収集、運搬等に係る手数料について適用し、同日前の収集、運搬等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成２６年条例第４２号）

- 1 この条例は、平成２７年１０月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の収集、運搬等に係る手数料について適用し、施行日前の収集、運搬等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 市長は、施行日前においても新条例別表に規定する家庭系廃棄物（日常ごみ）の収集運搬に係る手数料の徴収に必要な行為を行うことができる。

附 則（平成 29 年条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の収集、運搬等に係る手数料について適用し、施行日前の収集、運搬等に係る手数料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 市長は、施行日前においても新条例別表に規定する家庭系廃棄物（日常ごみ）の収集運搬に係る手数料の徴収に必要な行為を行うことができる。

附 則（令和元年条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の収集、運搬等に係る手数料について適用し、同日前の収集、運搬等に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第22条関係）

（平26条例42・全改、平29条例5・令元条例2・一部改正）

一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料
し尿	普通	普通便槽	1人1箇月につき	286円
	特殊	水使用を必要とするもの	1槽1箇月につき	普通手数料に308円を加算した額
		一般家庭で便槽が2以上あるもの	1箇月1槽増につき	普通手数料に165円を加算した額
	従量	事業所等人員によって算定し 難いもの、限度の不明確な水 使用を必要とするもの、雨水、 地下水等の浸入するもの（不 良便槽）	10リットルにつき	66円
	臨時	便槽改造、廃止その他の理由 で占有者等の申出により臨時 に処理するもの	10リットルにつき	66円
			1槽1回につき	従量手数料に2,200円を加算した額
ごみ	従量	家庭系廃棄物（日常ごみ）の 収集運搬	5リットルの指定袋1袋につき	5円
			10リットルの指定袋1袋につき	10円
			20リットルの指定袋1袋につき	20円
			30リットルの指定袋1袋につき	30円
			45リットルの指定袋1袋につき	45円
	事業系一般廃棄物の 収集運搬（継続）	週の収集回数が 2回まで	45リットルの袋 1袋につき	88円
			70リットルの袋 1袋につき	132円

			週の収集回数が 3回又は4回	45リットルの袋 1袋につき	110円
				70リットルの袋 1袋につき	165円
			週の収集回数が 5回以上	45リットルの袋 1袋につき	132円
				70リットルの袋 1袋につき	198円
	粗大ごみ	家庭系廃棄物の収集運搬	1個につき		1,500円 を超えない範 囲内において 規則で定める 額
	臨時	多量の廃棄物を臨時的に処理 する場合の収集運搬	2トン車1台につき		8,800円
			2トン車1台に満たない量の場合		査定した額
胞衣		処理場での処分をするもの	1個につき		2,000円
死犬等		処理場での処分をするもの	1個につき		2,000円

備考

- 1 手数料は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を含む。
- 2 ごみの事業系一般廃棄物の収集運搬（継続）の手数料について、この表により算定できない場合は、45リットルの袋を基準に容積の割合により算定する。
- 3 この表又は前項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 「日常ごみ」とは、生ごみ類、プラスチック類、皮革類、剪定ごみ、落ち葉、繊維くず等の可燃物をいう。
- 5 「粗大ごみ」とは、その最大の辺又は径の長さがおおむね30センチメートルを超える耐久消費財等で、規則で定めるものをいう。

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則

平成6年3月31日

規則第9号

改正 平成10年3月31日規則第5号
平成15年3月27日規則第4号
平成16年1月28日規則第1号
平成17年7月15日規則第25号
平成18年2月27日規則第8号
平成21年2月6日規則第2号
平成22年12月15日規則第40号
平成23年11月1日規則第54号
平成26年3月26日規則第11号
平成27年3月26日規則第14号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年和泉市規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）並びに和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年和泉市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物の直接搬入等）

第2条 占有者等は、一般廃棄物を泉北環境整備施設組合（以下「組合」という。）泉北クリーンセンターへ直接搬入しようとするときは、組合が定めるところにより手続を行い、搬入しなければならない。

（平17規則25・一部改正）

(ごみ減量等推進員)

第3条 条例第8条に規定するごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）

の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(多量排出事業者)

第4条 条例第14条第1項に規定する規則で定める量は、1箇月につき3トン

(月間で変動の大きい事業所は、最大排出月を基準月とする。)とする。ただし、排出する事業系一般廃棄物の量にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者については、同項の多量排出事業者とする。

(1) 事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が3,000平方メートル以上)の建築物で事業活動を行う事業者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校であつて、延べ床面積が1,000平方メートルを超える学校を設置している者

(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院であつて、病床数100床以上を有する病院を開設している者

(4) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗を設置している者

2 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量推進及び適正処理に関する業務を行わせるために、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

3 多量排出事業者は、毎年1回、市長が定める期限までに事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書(様式第1号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(平10規則5・平23規則54・一部改正)

(家庭系廃棄物の処理の申出)

第5条 占有者等は、本市の区域内への転入等により新たに一般廃棄物の処理を受けようとするとき又は本市の区域外への転出等により一般廃棄物の処理を必要としなくなったときは、市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の収集等)

第6条 条例第17条第3項の一般廃棄物は、次に定めるところにより収集及び運搬するものとする。

- (1) 日常ごみ 週2回
- (2) 粗大ごみ 月2回
- (3) 資源物等 月2回
- (4) し尿 おおむね月2回
- (5) 臨時収集 収集の申込みによりその都度

(平16規則1・平18規則8・平26規則11・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料)

第6条の2 条例別表の規定による粗大ごみに係る手数料の額は、別表のとおりとする。

(平17規則25・追加)

(手数料の徴収方法)

第7条 条例第22条第1項に定める手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 臨時的な処理に係る手数料 収集の都度徴収
- (2) 継続的な処理に係る手数料 毎月徴収
- (3) 日常ごみに係る手数料 指定袋(様式第1号の2)による徴収
- (4) 粗大ごみに係る手数料 粗大ごみ処理券(様式第1号の3)による徴収
- (5) 胞衣、死犬等の処理に係る手数料 市が指定する処理場に搬入の都度徴収

2 前項第2号の手数料は、月の中途において処理を開始し、又は廃止した場合においても、その月分を徴収する。(平17規則25・平27規則14・一部改正)

(指定袋の使用又は粗大ごみ処理券の貼付)

第7条の2 日常ごみの収集、運搬及び処分を受けようとする者は、指定袋使用しなければならない。

2 粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けようとする者は、当該粗大ごみに係る粗大ごみ処理券を当該粗大ごみに貼付しなければならない。

(平17規則25・追加、平27規則14・一部改正)

(指定袋又は粗大ごみ処理券の交付)

第7条の3 指定袋又は粗大ごみ処理券は、日常ごみ処理手数料又は粗大ごみ処理手数料と引換えに交付する。

2 指定袋又は粗大ごみ処理券の交付は、市長が指定する指定袋等取扱所において行うものとする。

(平17規則25・追加、平27規則14・一部改正)

(指定袋等取扱手数料)

第7条の4 市長は、指定袋又は粗大ごみ処理券の取扱業務を委託した者に対し、指定袋等取扱手数料を支払う。

(平17規則25・追加、平27規則14・一部改正)

(手数料の減免)

第8条 条例第23条の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、災害等の理由により減額又は免除を申請しようとするときは、り災証明書等の写しを提出することにより、これに代えることができる。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

第9条 法第7条第1項又は第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第7条第6項又は第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(平17規則25・一部改正)

(浄化槽清掃業の許可申請)

第10条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第5号)に環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項第1号から第4号までに規定する書類及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(平17規則25・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請)

第11条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲を変更しようとする者は、一般廃棄物(収集運搬・処分)業変更許可申請書(様式第6号)に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可申請事項の変更等の届出)

第12条 法第7条の2第3項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止し、又は住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の6第1項各号に定める事項を変更した旨を市長に届け出ようとする者は、一般廃棄物(収集運搬・処分)業(変更・廃止)届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽法第37条の規定により浄化槽清掃業に係る許可申請書若しくは添付書類の記載事項に変更があった旨の届出又は同法第38条の規定により浄化槽清掃業の廃止の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業(変更・廃止)届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(許可証の交付)

第13条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定により許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第9号)若しくは一般廃棄物処分業許可証(様式第10号)又は浄化槽清掃業許可証(様式第11号)を交付する。

- 2 前項の許可証は、これを他人に譲渡し、又は貸与し、若しくは担保の用に供してはならない。

(平17規則25・一部改正)

(許可証の再交付)

第14条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者若しくは浄化槽清掃業者は、一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証若しくは浄化槽清掃業許可証を亡失し、又は識別が困難な程度に損傷し、若しくは汚損したときは、遅滞なく市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第15条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が、法若しくは法に基づく処分に違反する行為をしたとき又は法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

- 2 市長は、浄化槽清掃業者が浄化槽法第41条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

- 3 市長は、前2項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明又は有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。

(平17規則25・一部改正)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の

規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(和泉市浄化槽法施行細則の廃止)

- 3 和泉市浄化槽法施行細則（昭和61年和泉市規則第6号）は、廃止する。

附 則（平成10年規則第5号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第1号）

この規則は、平成16年2月2日から施行する。

附 則（平成17年規則第25号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第2条、第9条第2項、第10条、第13条第1項、第15条第1項、様式第4号及び様式第10号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第2号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表(1)電気・ガス・石油・厨房器具類の表の規定は、施行日以後に処理するものについて適用し、同日前に処理するものについては、なお従前の例による。
- 3 新規則別表(2)家具・寝具・建具類の表の規定は、施行日以後に処理の申込みがあったものについて適用し、同日前に処理の申込みがあったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第11号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第14号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第6条の2関係）

（平17規則25・追加、平21規則2・平26規則11・一部改正）

粗大ごみ処理手数料一覧表

(1) 電気・ガス・石油・厨房器具類

品目		区分等	手数料(円)	備考
あ 行	アイロン		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	アンテナ	最大辺1m未満	300	支柱不可
		最大辺1m以上	600	
	インターホン		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ウインドファン		600	冷房機能なし
	映写機		300	
	延長コード	リール式含む	300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	オーブントースター		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
か 行	オーブンレンジ		600	
	加湿器		300	
	ガスコンロ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ガス台		600	
	ガスレンジ		300	電池不可

	カセットデッキ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	カセットコンロ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	カメラ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	換気扇		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	乾燥機	食器・布団	300	
	給湯器（湯沸器）		300	室内用
	空気清浄機		300	
	こたつ	最大辺1m未満	600	こたつ板含む
		最大辺1m以上	900	
	こたつ板	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	コーヒーマーカー		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	コピー機	最大辺1m未満	600	家庭用
	米びつ	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
さ 行	シュレッダー		300	家庭用
	照明器具		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	除湿機		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	食器洗い乾燥機		600	
	炊飯器		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ステレオ	最大辺1m未満	600	本体とスピーカーを合わ

た 行		最大辺1.5m未満	900	せた大きさ
		最大辺1.5m以上	1,500	
	ストーブ	電気	300	
		石油・ガス	600	
	スピーカー		300	
	ズボンプレスサー		300	
	整水器（浄水器）		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	精米機（家庭用）	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	石油ファンヒーター		600	
	扇風機		300	
	掃除機		300	
	DVDデッキ		300	
	電気カーペット	3畳未満	300	
		その他	600	
な 行	電気コード		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	電気ポット		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	電子レンジ		600	
	トースター		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ドライヤー		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	生ごみ処理機	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	流し台	最大辺1m未満	600	システムキッチン等一体
		最大辺1m以上	1,200	型は収集不可

は 行	ハロゲンヒーター		300	
	ビデオカメラ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ビデオデッキ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ファクシミリ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ファンヒーター		300	
	プリンター		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ホットプレート		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ポット		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
ま 行	マッサージ機	フットマッサージ	300	
		その他	1,200	
	ミシン	卓上ミシン	300	
		その他	600	
	ミニコンボ		600	
	餅つき器	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
ら 行	ラジオカセット		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ランチジャー		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能

(2) 家具・寝具・建具類

	品目	区分等	手数料 (円)	備考
あ	アイロン台		300	

行	アコーディオンカーテン		600	
	網戸	最大辺1m未満	300	2枚まで
		最大辺1m以上	600	2枚まで
	アルミサッシ	最大辺1m未満	300	2枚まで
		最大辺1m以上	600	2枚まで
	衣装掛け		300	
	衣装ケース（金属製）		600	
	いす		300	座いす含む
	オーディオラック	最大辺1m未満	600	
		最大辺1m以上	900	
か 行	学習机		900	一式
	傘立て		300	
	カーテンレール		300	5本まで
	カーペット	6畳未満	300	
		6畳以上	600	
	カラーボックス		300	
	鏡台（ドレッサー）		600	一式
	下駄箱	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	ござ		300	45リットルの袋に入らないもの
	コートハンガー		300	
さ 行	サイドボード	最大辺1m未満	600	
		最大辺1m以上	900	
	じゅうたん	6畳未満	300	
		6畳以上	600	
	障子		300	2枚まで

	食器棚（ダイニングボード）	幅1m未満	900	
		幅1.35m未満	1,200	
		幅1.35m以上	1,500	
	姿見		600	
	スチール整理棚	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	スリッパラック		300	
	ソファ	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
た 行	畳	半畳	300	
		1畳	600	
	たんす（整理たんす）	幅50cm未満	600	
		最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	たんす（洋服たんす）	幅1m未満	900	
		幅1m以上	1,200	
	机	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	机（両袖机）		1,500	
	テーブル	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	テーブル（折れ脚式）	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	テレビ台	最大辺1m未満	600	

		最大辺1m以上	1, 200	
	電話台	高さ1m未満	300	
		高さ1m以上	600	
	時計		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	トタン		300	5枚まで
な	ながもち		900	
行	人形ケース		300	
は	パイプ棚	最大辺1m未満	300	
行		最大辺1m以上	600	
	パイプハンガー		300	
	パネルヒーター		300	
	ふすま		300	2枚まで
	ブラインド		300	5本まで
	布団	45リットルの袋に入らないもの	300	2枚まで
	ベッド	シングル	900	
		ダブル	1, 500	
		2段ベッド	1, 200	
		ソファークロウ	1, 200	
		パイプベッド	600	
		ベビーベッド	600	
		ボンボンベッド	300	
	本棚	最大辺1m未満	600	
		最大辺1. 5m未満	900	
		最大辺1. 5m以上	1, 200	
ま	マットレス	スプリング無し	300	2枚まで
行		スプリング入り	900	
	物置	最大辺1m未満	600	2畳未満で解体済み

ら 行		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	ロッカー	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	ローボード	幅1m未満	600	
		幅1m以上	900	
	ロールスクリーン		300	
わ 行	ワイヤーラック		300	
	ワゴン		300	

(3) 趣味・スポーツ・レジャー用品類

品目		区分等	手数料（円）	備考
あ 行	編み機		300	
	一輪車		300	
	枝きりばさみ		300	
	オルガン		1,500	一式
か 行	カーステレオ		300	
	カラオケセット	最大辺1m未満	600	
		最大辺1m以上	1,200	
	キーボード		600	
	キックボード		300	
	クーラーボックス		300	
	健康器具	サイクリングマシーン	1,500	
		ランニングマシーン	1,500	
		ぶら下がり器具	600	
	健康器具（その他）	最大辺1m未満	600	
		最大辺1m以上	900	

	剣道具		300	一式
	ゴルフバッグ		300	
	ゴルフクラブ		300	5本まで
さ 行	三輪車（子ども用）		300	
	自転車（三輪車）	16インチ未満	300	
		16インチ以上	600	
		電動式自転車	900	
	水槽	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	スキー板		300	1組
	スキーストック		300	5本まで
	スキー・スノーボード等ブーツ		300	
	スケートボード		300	
	スノーボード		300	
た 行	すべり台（子ども用）	プラスチック製	300	
		木製	900	
	卓球台		1,500	
	釣り竿		300	5本まで
	鉄類（鉄アレー・ダンベル等）	総重量10kgにつき	300	重量制
	テニスラケット		300	5本まで
	テレビゲーム		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	電子ピアノ	最大辺1m未満	900	
		最大辺1m以上	1,500	
	テント（レジャー用）		600	
は 行	バット		300	5本まで
	バドミントンラケット		300	5本まで

	ト			
	バーベキューセット		300	
	ビーチパラソル		300	
	ブランコ (子ども用)	室内用	300	
		室外用	900	
	ホースリール		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
ま 行	マージャン台 (電動式)		1,500	
ら 行	ラジコン		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	レジャーテーブル		300	一式
	ローラーボード		300	

(4) その他

	品目	区分等	手数料 (円)	備考
あ 行	雨とい		300	
	一斗缶		300	2個まで
	犬小屋	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	乳母車		300	
か 行	傘		300	5本まで
	脚立	最大辺1m未満	300	
		最大辺2m未満	600	
		最大辺2m以上	900	
	空気入れ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	車椅子	手動型	300	
		電動型	1,500	
	コンポスト		300	

さ 行	収納庫	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	ジュニアシート		300	
	スーツケース		300	
	すのこ		300	5枚まで
た 行	台車		300	
	体重計		300	45リットル以内の袋に入 れて収集可能
	タイヤチェーン		300	45リットル以内の袋に入 れて収集可能
	地球儀		300	45リットル以内の袋に入 れて収集可能
	チャイルドシート		300	
	ちりとり（金属製）		300	45リットル以内の袋に入 れて収集可能
	鉄パイプ類	最大辺1m未満	300	5本まで
		最大辺1m以上	300	1本につき
な 行	なみ板		300	5本まで
	のこぎり	手動型	300	45リットル以内の袋に入 れて収集可能
		電動型	600	
は 行	はしご	最大辺1m未満	300	
		最大辺2m未満	600	
		最大辺2m以上	900	
	ビニールパイプ	最大辺1m未満	300	5本まで
		最大辺1m以上	300	1本につき
	仏壇	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	

		最大辺1.5m以上	1,200	
	噴霧器	手動型	300	
		動力型	600	
	ベビーカー		300	
	ベビーガード		300	
	ベビーバス		300	
	ベビーバスケット (クーファン)		300	
	ベンチ	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	ほうき		300	5本まで
	歩行器		300	
	ポータブルトイレ		300	
	ホワイトボード	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
ま	魔法びん		300	45リットル以内の袋に入
行				れて収集可能
	木材類	2m未満	300	5本まで
	モップ		300	5本まで
	物干し竿（コンクリート台不可）		300	5本まで
や	郵便受け		300	
行	よしず		300	

備考

- 1 45リットル以内の袋に入る小物類は、1袋で300円とし、袋から出ないように、また、袋が破れない程度に入れること。
- 2 これらの表に記載のないものは、最大辺1m未満が300円、最大辺1.5m未満が600円、最大辺1.5m以上が900円とする。

和泉市再資源化事業推進奨励基金条例

平成5年3月31日

条例第7号

改正 平成21年12月15日条例第21号

(設置)

第1条 市民の積極的な古紙及び古繊維等の集団回収活動（以下「集団回収活動」という。）を奨励し、ごみの減量化及び再資源化の促進、資源・エネルギーの消費抑制及び有効利用を図る循環型社会の構築又は次世代に引き継ぐ環境の保全及び活用を目的とする事業を実施するために、和泉市再資源化事業推進奨励基金（以下「基金」という。）を設置する。

(平21条例21・一部改正)

(積立て)

第2条 基金は、次に掲げる額を一般会計歳入歳出予算に計上し、積み立てる。

- (1) 集団回収活動により回収した量に基づき市長が定める額
- (2) 基金の趣旨に沿う寄附金

(平21条例21・全改)

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の管理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条の事業のうち次に掲げる事務事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 市民意識の高揚を図るために実施する啓発事業

(2) 事業の推進を図るために実施する公共の施設又は設備の整備

(平21条例21・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第21号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

和泉市リサイクルプラザ条例

平成9年3月28日

条例第6号

改正 平成17年10月11日条例第39号

平成24年6月29日条例第25号

(設置)

第1条 廃棄物の減量、再資源化に関する活動の普及及び啓発並びに不用物品の再生利用等を促進するため、和泉市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 リサイクルプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和泉市リサイクルプラザ	和泉市室堂町674番地の58

(事業)

第3条 リサイクルプラザは、第1条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不用物品の再生及び補修に関すること。
- (2) 廃棄物の有効利用に係る体験学習に関すること。
- (3) 廃棄物の減量及び再生利用に係る講座等の開催に関すること。
- (4) 廃棄物の減量、再資源化及び再生利用に係る情報の収集発信及び啓発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の再生利用に関すること。

(利用の許可)

第4条 リサイクルプラザを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。リサイクルプラザの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の制限)

第5条 市長は、リサイクルプラザを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) リサイクルプラザの施設及び設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（平24条例25・一部改正）

（利用許可の取消し等）

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可の取消し又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する事由が発生したとき。
- (2) 災害その他の事故により利用ができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。

（指定管理者による管理）

第7条 リサイクルプラザの管理は、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 指定管理者にリサイクルプラザの管理を行わせない場合は、市長が管理する。この場合においては、第12条及び第13条中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

（平17条例39・追加）

（指定管理者が行う業務の範囲）

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) 第4条に規定する利用の許可のうち、利用許可申請書の受理及び許可書の交付に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 不用物品の再生、販売及び提供に関する業務

2 指定管理者は、前項第1号、第3号及び第4号の業務に限り、市長と協議の上、その一部又は全部を第三者に委託することができる。

(平17条例39・追加)

(指定管理者による管理の基準)

第9条 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づきリサイクルプラザを管理しなければならない。

(平17条例39・追加)

(使用料)

第10条 リサイクルプラザの使用料は、無料とする。

(平17条例39・旧第7条繰下)

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(平17条例39・旧第8条繰下)

(特別の設備等)

第12条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(平17条例39・旧第9条繰下・一部改正)

(利用者の責務)

第13条 利用者は、リサイクルプラザの利用が終わったとき又は利用許可の取消し等を受けたときは、直ちに施設及び設備を原状に復さなければならない。

2 利用者が故意又は過失により施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、指定管理者の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平17条例39・旧第10条繰下・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例39・旧第12条繰下)

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第39号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

和泉市リサイクルプラザ条例施行規則

平成9年3月31日

規則第36号

改正 平成23年2月3日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市リサイクルプラザ条例（平成9年和泉市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 和泉市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その時間を繰り上げ、又は延長することができる。

- (1) 平日 午前10時から午後5時まで
- (2) 土、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後5時まで

(休館日)

第3条 リサイクルプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。

- (1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときは、その翌日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(平23規則4・一部改正)

(利用の許可)

第4条 リサイクルプラザを利用しようとする者は、和泉市リサイクルプラザ利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める申請は、利用しようとする日の属する月の2か月前から受理するものとする。

(許可証の交付)

第5条 市長は、リサイクルプラザの利用を許可したときは、和泉市リサイクルプラザ利用許可証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(利用者及び入館者の遵守事項)

第6条 利用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで印刷物を掲示し、又は配布しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (3) 許可を受けないで設備等を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (5) 秩序を維持し、器物又は施設を傷つけないこと。
- (6) リサイクルプラザの運営上支障を来すような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従うこと。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、リサイクルプラザに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年4月及び5月にリサイクルプラザを利用する場合に限り、第4条第2項中「利用しようとする日の属する月の2か月前」とあるのは「市長が定める日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則（平成23年規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

和泉市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則

平成11年 9 月 1 日

規則第39号

改正 平成16年 2 月 5 日規則第 2 号

平成16年 5 月10日規則第25号

平成16年 8 月30日規則第35号

平成21年 4 月21日規則第16号

平成24年 2 月 8 日規則第 6 号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号及び第2条の3第2号の規定に基づき、一般廃棄物再生利用業者の個別指定（以下「指定」という。）について必要な事項を定める。

(指定の申請)

第2条 指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一般廃棄物再生利用業者個別指定申請書（新規・更新）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申請書に指定の審査に関し必要な書類及び図面を添付させることができる。

(平24規則6・旧第3条繰上・一部改正)

(指定の基準)

第3条 市長は、申請者が次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める基準のすべてに適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(1) 一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の再生活用を業として行おうとする者にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

ア 廃棄物を原則として無償又は再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること。

イ 廃棄物の再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の4第1号イ(2)(3)及び同号ロ(1)(2)の基準に適合するものであること。

ウ 引き取られた廃棄物は、すべて廃棄物の再生活用の用に供されること。
エ 排出者と申請者との間に特定の取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。

オ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。

カ 再生活用において生ずる廃棄物の処理を的確に遂行できること。

(2) 廃棄物の再生輸送（再生利用のための収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）を業として行おうとする者にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

ア 原則として再生活用業者が自ら再生輸送を行い、又は再生利用を行っている者との取引に基づく再生輸送を行うこと。

イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の2の基準に適合するものであること。

ウ 再生輸送する廃棄物は、すべて再生利用施設に搬入されること。

エ 排出者と申請者との間に特定の取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。

オ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。

2 市長は、前項の指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

（平24規則6・旧第4条繰上・一部改正）

（欠格事由）

第4条 市長は、申請者が次の各号のいずれに該当するときは、指定をしてはならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(2) 法第7条第5項第4号イからヌまでの規定に該当する者

(3) 指定を受けようとする事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(4) 法人で、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があ

るもの

(平21規則16・一部改正、平24規則6・旧第5条繰上・一部改正)

(指定証の交付)

第5条 市長は、指定をしたときは、一般廃棄物再生利用業者指定証(様式第2号)を交付する。

(平24規則6・旧第6条繰上)

(変更の承認)

第6条 指定業者は、当該指定に係る次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ一般廃棄物再生利用業者個別指定変更承認申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類及び図面を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が事業の全部又は一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 事業の範囲
- (2) 再生活用の用に供する主要な施設若しくはその設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模
- (3) 搬入先施設

2 第3条及び第4条の規定は、前項の承認について準用する。

(平24規則6・追加)

(変更及び廃止の届出)

第7条 指定業者は、次に掲げる事項に変更が生じたとき又は事業の全部若しくは一部を廃止したときは、その日から10日以内に一般廃棄物再生利用業者個別指定(変更・廃止)届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その業務を行う役員
- (2) 事務所及び事業場の所在地
- (3) 再生利用の目的
- (4) 再生利用により得られる有用物の利用方法
- (5) 再生輸送の用に供する施設

(平24規則6・一部改正)

(指定証の書換え交付)

第8条 市長は、第5条の規定により交付した指定証の記載事項に変更があったときは、当該指定証を書換え交付する。

(平24規則6・追加)

(指定の更新)

第9条 指定業者は、当該指定に付された期限の満了後も引き続き当該指定に係る事業を行おうとするときは、当該期限の満了する日の3月前から当該期限の満了する日の1月前までに第2条第1項の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により更新の申請があった場合において、当該期限の満了する日までに当該申請に対する処分がなされていないときは、当該指定は、当該期限の満了する日後も当該申請に係る処分がなされるまでの間はなおその効力を有するものとする。

3 前項の場合において、指定の更新がなされたときは、当該指定の期限は、従前の期限の満了の日の翌日から起算して定めるものとする。

(平24規則6・旧第8条繰下・一部改正)

(指定証の再交付)

第10条 指定業者は、第5条又は第8条の指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、一般廃棄物再生利用業者指定証再交付申請書(様式第5号)により市長に指定証の再交付の申請をすることができる。

(平24規則6・旧第9条繰下・一部改正)

(指定証の返納)

第11条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに指定証を返納しなければならない。

- (1) 指定に付した期限の到来により当該指定がその効力を失ったとき。
- (2) 第8条の規定により指定証の書換え交付を受けたとき。
- (3) 事業の全部を廃止したとき。
- (4) 次条第1項の規定に基づき、指定を取り消されたとき。
- (5) 亡失した指定証を発見したとき。

(平24規則 6 ・旧第10条繰下・一部改正)

(指定の取消し)

第12条 市長は、指定業者の事業の内容が第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 条に定める基準に適合しなくなったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(平24規則 6 ・旧第11条繰下・一部改正)

(帳簿の記載及び保存)

第13条 指定業者は、帳簿を備え、その廃棄物の再生活用又は再生輸送について、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

区分	記載事項
再生活用	1 受入れ又は再生活用年月日 2 排出者ごとの受入量及び受入金額 3 再生活用の方法及び再生活用量
再生輸送	1 再生輸送年月日 2 排出者ごとの再生輸送量 3 再生輸送の方法及び輸送先ごとの再生輸送量

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における同項に規定する事項について記載を終了しなければならない。

3 第 1 項の帳簿は、1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間事業場ごとに保存しなければならない。

(平24規則 6 ・旧第12条繰下・一部改正)

(報告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、指定業者に対し、前条の帳簿の記載内容に関する報告書（様式第 6 号）を求めることができる。

(平24規則 6 ・旧第13条繰下・一部改正)

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平24規則 6 ・旧第14条繰下)

附 則

この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第25号）

この規則は、平成16年5月12日から施行する。

附 則（平成16年規則第35号）

この規則は、平成16年8月31日から施行する。

附 則（平成21年規則第16号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の和泉市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則第6条の規定により交付された一般廃棄物再生利用業者指定証は、当該指定に付された期限が満了する日までの間は、この規則による改正後の和泉市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則第5条の規定により交付された指定証とみなす。

和泉市ごみ減量等推進審議会規則

平成4年6月9日

規則第14号

改正 平成6年5月10日規則第19号

平成8年3月29日規則第8号

平成24年3月28日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年和泉市条例第29号）第7条第4項の規定に基づいて、和泉市ごみ減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（平6規則19・一部改正）

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- (1) 廃棄物の減量化対策に関する事項
- (2) リサイクル運動推進に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 都市政策又は環境政策に関し、学識経験を有する者
- (3) 消費者及び住民団体を代表する者
- (4) 事業者等を代表する者
- (5) 行政を代表する者
- (6) 公募による市民

（平6規則19・平24規則14・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が委嘱されたときの、要件を欠くに至ったときは、その委員は、失職するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平6規則19・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 会長が必要があると認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

(平8規則8・一部改正)

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年規則第8号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例

平成26年 3 月28日

条例第 1 号

（目的）

第 1 条 この条例は、市民等、事業者及び市の相互協力の下に、ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止することにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保全及び都市環境の美化に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ等 缶、瓶その他の飲食物を収納し、又は収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、プラスチック類その他これらに類する物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て ごみ等をごみ箱等の回収容器その他の定められた場所（以下「回収容器等」という。）以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 飼い主 飼い犬等の愛玩動物を所有し、又は管理する者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、広場、公園、河川、水路その他の公共の用に供される場所をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら生じさせたごみ等を持ち帰り、又は回収容器等に収納することにより、自らの責任において適正に処分するよう努めなければならない。

2 市民等は、地域における環境美化に努め、ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止するため、清潔できれいなまちづくりの推進への意識を高めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、ごみ等のポイ捨てを防止するため、事業所及び事業活動を行う場所並びにその周辺において、環境美化に努めるとともに、ごみ等のポイ捨ての防止に向けた意識の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、飼い犬等の愛玩動物を連れ出すときは、ふんを処理するための用具を携帯し、当該動物がふんをしたときは、そのふんを回収し、適切に処理しなければならない。

2 飼い主は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(ごみ等のポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、ごみ等のポイ捨てをしてはならない。

(愛玩動物のふんの放置の禁止)

第8条 飼い主は、飼い犬等の愛玩動物のふんを放置してはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、公共の場所において、第7条又は前条の規定に違反した者に対し、その行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第11条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を
防止する条例施行規則

平成26年 6 月30日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例（平成26年和泉市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導及び勧告)

第2条 条例第9条の規定による指導は口頭により行い、勧告は勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(命令)

第3条 条例第10条の規定による命令は、命令書（様式第2号）により行うものとする。

(公表)

第4条 条例第11条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について告示することにより行うものとする。

- (1) 命令を受けた者の氏名及び住所
- (2) 命令の内容及び命令に従わない旨
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(意見を述べる機会の付与)

第5条 条例第11条第2項に規定する意見を述べる機会の付与は、意見陳述通知書（様式第3号）により行うものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例

平成 30 年 9 月 28 日

条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、民間一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入する他の地方公共団体(以下「搬入地方公共団体」という。)から納付される協力金(以下「環境保全協力金」という。)をもって、本市の環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間一般廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項の規定により大阪府知事の許可を受けた施設又は法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定により設置された施設のうち、本市に所在する民間の施設をいう。

(2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。

(協議)

第 3 条 搬入地方公共団体が、民間一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と搬入に係る協議を行わなければならない。協議した内容を変更しようとする場合(軽微な変更の場合を除く。)も、同様とする。

(協定の締結)

第 4 条 市長は、前条に規定する協議が成立したときは、搬入地方公共団体の長と一般廃棄物の搬入に関する協定を締結しなければならない。締結した内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(搬入通知)

第 5 条 搬入地方公共団体の長は、前条に規定する協定に基づき、一般廃棄物を搬入しようとするときは、市長に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 4 条第 9 号イの規定により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知があった場合は、その内容を確認し、一般廃棄物の搬入を承認したときは、搬入地方公共団体の長にその旨を通知するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による承認を取り消すことができる。

(1) 市民の健康への悪影響を防止し、又は自然環境及び生活環境を保全するために市長が必要と認めるとき。

(2) 一般廃棄物を適切に搬入することができないと市長が認めるとき。

(実績報告)

第 6 条 搬入地方公共団体の長は、民間一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入したときは、その旨を市長に報告するものとする。

(環境保全協力金の額の確定)

第 7 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、環境保全協力金の額を確定し、搬入地方公共団体の長に通知するものとする。

2 環境保全協力金の額は、搬入地方公共団体から民間一般廃棄物処理施設に搬入された一般廃棄物の総重量 1 トン(1 トン未満の端数があるときは、これを切り上げる。)当たり 1,000 円とする。

3 前項の規定にかかわらず、自然災害により搬入地方公共団体の区域内で一般廃棄物を処理することが困難である場合は、当該一般廃棄物の搬入に係る環境保全協力金の額は、無償とする。

(環境保全協力金の納付)

第 8 条 搬入地方公共団体の長は、前条第 1 項の規定による通知を受けた後、30 日以内に環境保全協力金を市に納付するものとする。

(環境保全協力金の使途)

第 9 条 市は、本市における環境負荷の低減を図るため、環境保全協力金を環境保全の推進に関する事業に充てるものとする。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条から第 5 条までの規定による手続その他の必要な行為については、同日前においても行うことができる。

和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例施行規則

平成 31 年 1 月 4 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例(平成 30 年和泉市条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(協議)

第 3 条 条例第 3 条に規定する協議は、一般廃棄物を搬入する年度ごとに、一般廃棄物搬入(新規・変更)協議書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画

(2) 搬入方法及び搬入経路を記載した書類

(3) 搬入する一般廃棄物及び搬入車両の写真

(4) 搬入する一般廃棄物の分析証明書

2 市長は、前項の書類の内容が適当であると認めたときは、条例第 1 条に規定する搬入地方公共団体(以下「搬入地方公共団体」という。)の長に対し、一般廃棄物搬入協議成立通知書(様式第 2 号)によりその旨を通知するものとする。

3 条例第 3 条に規定する軽微な変更の場合は、搬入する一般廃棄物の種類ごとの重量の増加が 10 パーセント未満である場合とする。

(協定の締結)

第 4 条 条例第 4 条の規定による協定の締結は、前条第 2 項の規定による通知を行った日から起算して 60 日以内に、一般廃棄物の搬入に関する協定書(様式第 3 号)により行うものとする。

(搬入通知)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定による通知は、一般廃棄物を搬入する年度ごとに、一般廃棄物搬入通知書(様式第 4 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 一般廃棄物の処理に係る誓約書(様式第 5 号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認通知等)

第 6 条 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、一般廃棄物搬入承認通知書(様式第 6 号。以下「承認通知書」という。)により行うものとする。

2 搬入地方公共団体(一般廃棄物の搬入の委託を受けた者を含む。)は、一般廃棄物の搬入車両に承認通知書の写しを備え、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(承認の取消し)

第 7 条 市長は、条例第 5 条第 3 項の規定により一般廃棄物の搬入の承認を取り消したときは、搬入地方公共団体の長に対し、一般廃棄物搬入承認取消通知書(様式第 7 号)によりその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による承認の取消しには、催告を要しない。

(実績報告)

第 8 条 条例第 6 条の規定による報告は、当該年度に搬入する全ての一般廃棄物の搬入及び処理が完了した日の属する月の翌月 10 日までに、一般廃棄物処理実績報告書(様式第 8 号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出することにより行うものとする。

(環境保全協力金の確定)

第 9 条 条例第 7 条第 1 項の規定による通知は、環境保全協力金確定通知書(様式第 9 号)により行うものとする。

2 条例第 7 条第 2 項に規定する総重量の算定は、実績報告書及び当該一般廃棄物の処理を行った業者からの報告によるものとする。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条から第 6 条までの規定による手続その他の必要な行為については、同日前においても行うことができる。

和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例

令和 2 年 3 月 25 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民等、事業者及び市の相互協力の下に、特定の場所における路上喫煙を制限することにより、市民等の安全で快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等(道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した設備が設けられた場所を除く。)において、火のついたたばこを喫煙し、又は所持すること(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車(同法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為を行うことを除く。)をいう。
- (2) 道路等 市内の道路その他の一般交通の用に供する場所をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するとともに、従業員に対する啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(路上喫煙規制区域の指定等)

第 6 条 市長は、市民等の身体、財産を保全するため、路上喫煙を制限する必要があると認める区域を、路上喫煙規制区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙規制区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該区域内の見やすい場所に、標識を設置し、又は標示をしなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙規制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 市長は、前項の規定により路上喫煙規制区域を変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(路上喫煙の制限)

第7条 何人も、路上喫煙規制区域内において、路上喫煙をしてはならない。

(指導)

第8条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、その行為を中止するよう指導することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 路上喫煙規制区域の指定に係る告示及び標識の設置又は標示その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例施行規則

令和 2 年 3 月 25 日

規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例(令和 2 年和泉市条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙規制区域の指定等の告示)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項の規定による路上喫煙規制区域の指定に係る告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 路上喫煙規制区域を指定した区域の名称
- (2) 路上喫煙規制区域を指定した日
- (3) 路上喫煙規制区域に指定した区域を示す図面
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第 6 条第 4 項の規定による路上喫煙規制区域の変更又は指定の解除に係る告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 路上喫煙規制区域に指定した区域を変更し、又はその指定を解除した区域の名称
- (2) 路上喫煙規制区域に指定した区域を変更し、又はその指定を解除した理由
- (3) 路上喫煙規制区域に指定した区域を変更し、又はその指定を解除した日
- (4) 路上喫煙規制区域に指定した区域を変更した場合は、その区域を示す図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指導)

第 3 条 条例第 8 条の規定による指導は、口頭により行うものとする。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 路上喫煙規制区域の指定に係る告示その他必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

不法投棄防止監視カメラの設置及び管理並びに運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共の場所における廃棄物の不法投棄を防止するため、監視カメラを設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監視カメラ 和泉市内の公共の場所へ廃棄物の不法投棄を防止する目的に設置する録画カメラにより撮影した画像を電磁的方法により記録する関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像データ 監視カメラにより撮影した画像を電磁的方法により記録したものをいう。
- (3) データ媒体 捜査機関に提供するための外部記録媒体をいう。

(設置基準)

第3条 監視カメラの設置基準は、頻繁に廃棄物を不法投棄されている市内の公共の場所で市管理地、市管理道路及び市管理施設（学校・園を除く。）とし、設置期間は2年を限度とする。

(設置場所)

第4条 監視カメラを設置する場所は、和泉警察署との協議の上、市長が決定する。

- 2 監視カメラで撮影を行う場合は、監視カメラで撮影を行う区域(以下「撮影区域」という。)を通行する者が当該撮影区域において、監視カメラによる撮影が行われていることを認識できる標識等を監視カメラ設置場所に掲示しなければならない。

(撮影)

第5条 監視カメラの撮影区域は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。

- 2 監視カメラで撮影を行う時間は、終日（24時間）とする。

(保存期間等)

第6条 画像データの保存期間は、撮影を行った日の翌日から起算して概ね7日間とする。

- 2 前項に定める保存期間を経過した画像データの消去は、当該画像データの上書きにより自動的に消去される方法による。

(画像データの管理)

第7条 画像データは、和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号）第11条に規定する適正な管理に努めなければならない。

(画像データの使用)

第8条 画像データは、市が管理するもののほか、撮影区域において発生した犯罪に関し、捜査機関が行う捜査に対する情報提供以外の目的に使用してはならない。ただし、個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ、やむを得ないと認められる場合を除く。

(監視カメラの管理及び運用)

第9条 監視カメラの適正な管理及び運用のため、監視カメラ管理者を置く。

2 監視カメラ管理者は、監視カメラを設置する場所を所管する課長をもって充て、次に掲げる事務を行う。

(1) 監視カメラ並びに画像データの管理及び運用に関する方針の決定。

(2) 関係機関等と監視カメラ及び画像データの運用に係る調整を図る。

(3) 監視カメラの保守及び維持管理。

3 設置年度の電気使用料等は生活環境課が負担し、次年度以降は所管課が負担する。

4 監視カメラ管理者以外の職員は、監視カメラ管理者の指示がない限り、監視カメラを操作してはならない。

(画像データの提供)

第10条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定による捜査関係の照会を理由として、捜査機関が書面により画像データの提供を請求した場合は、監視カメラ管理者は、画像データに記録されていると想定する犯罪の種類、日時、当該画像データを撮影したと想定するカメラ等を当該捜査機関が明らかにした範囲において、画像データを提供することができる。

2 前項の場合において、監視カメラ管理者は、請求の目的とする犯罪を特定するため必要な範囲の画像データを、データ媒体により提供するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年11月10日から施行する。

和泉市ごみ減量等推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年和泉市条例第29号）第8条及び和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年和泉市規則第9号。以下「規則」という。）第3条に規定するごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 推進員は、おおむね次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域におけるごみの減量化及び資源化の推進並びにごみの適正な排出等の指導及び啓発に関すること。
- (2) ごみの不法投棄防止及び環境美化推進のための市への協力等に関すること。
- (3) ごみの減量化推進のための市の施策への協力及び研修会への参加に関すること。
- (4) ごみの減量化及び資源化の推進に関する意見、要望等の提出及び情報の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ごみの減量化等の推進に関すること。

(定数)

第3条 推進員の定数は、250人以内とする。

(委嘱)

第4条 推進員は、市内に住所を有する満20歳以上の者であって、次の各号のいずれかに掲げるもののうちから前条の定数の範囲内で市長が委嘱する。

- (1) 一般公募による者
- (2) 町会（自治会）若しくは再生資源集団回収登録団体の代表者又は当該代表者の推薦を受けた者

(解任)

第5条 規則第3条第1項の規定にかかわらず、市長は、推進員に次に掲げる事由が生じたときは、その任期中においても委嘱を解くことができる。

- (1) 病気その他の理由により活動を遂行することができないと認められるとき。
- (2) 市外へ転出したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が解く理由があると認めるとき。

(辞任)

第6条 推進員は、やむを得ない事由により、辞任しようとするときは書面により市長に届け出るものとする。

(幹事)

第7条 推進員の中から、各校区に1名の幹事を置くことができる。

2 幹事は、次に掲げる業務を担当する。

(1) 市と校区内の推進員との連絡調整に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、校区内の推進員の取りまとめに関すること。

(庶務)

第8条 推進員に関する事務は、生活環境部生活環境課で行う。

(腕章等)

第9条 推進員は、活動の遂行に当たっては、市が貸与する腕章等を着用しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令達の日から施行し、改正後の和泉市ごみ減量等推進員設置要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月10日から施行する。

和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が集団で自主的に資源ごみを回収した場合に、予算の範囲内において奨励金を交付し、もってごみの減量化、資源再生利用、環境美化及び地域コミュニティの育成を推進し、廃棄物処理行政に対する市民意識の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、町（内）会、自治会、婦人会、子供会、老人会等の和泉市内で地域活動をする任意の住民団体又はその他市長が適当と認めた団体であつて、次の各号の該当するものでなければならない。

- (1) 第5条に規定する有価物を第4条に規定する市の有価物回収業者に引き渡し、又は再生工場へ直接搬入していること。
- (2) 第3条に規定する市長の登録を受けていること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体であること。

(登録の申請)

第3条 前条第2号の市長の登録を受けようとするものは、有価物集団回収実施団体登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 登録を受けたもの（以下「奨励金登録団体」という。）は、登録内容に変更が生じた場合、又は登録を廃止しようとする場合には有価物集団回収実施団体変更・廃止届出書（様式第1号の2）により速やかに届け出なければならない。
- 3 前項の届出書提出時、旧代表者が死亡若しくは、転居等何らかの理由により届出が出来ない場合は、提出できない旨の理由を付記し、新代表者で届出を行うものとする。

(有価物回収業者の登録)

第4条 第2条第1号の市の有価物回収業者として、登録を受けようとするものは、有価物回収業者登録申請書（様式第2号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、登録の期間は3年以内とし、期間満了後は再度登録手続きを行わなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受付けたときは、その内容を審査の上、登録の適否を決定し、有価物回収業者登録決定通知書（様式第2号の2）により申請者に通知するものとする。
- 3 前項により登録を受けた有価物回収業者（以下「有価物回収登録業者」という。）は、登録内容に変更があつた場合には有価物回収業者登録変更届（様式第2号の3）、営業の停止若しくは廃止により登録を抹消する場合には有価物回収業者登録廃止届（様式第2号の4）により速やかに届け出なければならない。
- 4 有価物回収登録業者は、奨励金登録団体から有価物回収を行なった時は、当該の奨励金登録団体に集荷業者や問屋等から受けた計量証明書及び資源物回収伝票（様式第3号 団体控・和泉市提出用）を速やかに交付しなければならない。
- 5 有価物回収登録業者は、本要綱に定めた対象品目について、すべて回収しなければならない。

(対象品目)

第5条 奨励金の交付対象品目は、市内で発生した次の有価物とする。

- (1) 新聞
- (2) 雑誌・書籍類
- (3) ダンボール
- (4) 飲料用紙パック
- (5) その他紙類
- (6) 古繊維

(奨励金の交付額)

第6条 奨励金の交付額は、回収した有価物1キログラム当たり6円とする。ただし、算定された奨励金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 奨励金登録団体の代表者は、再資源化事業推進奨励金交付申請(請求)書(様式第4号)に資源物回収伝票(様式第3号 団体控・和泉市提出用)及び有価物回収登録業者から受け取った計量証明書を添えて市長に申請しなければならない。

(交付)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、当該団体に対して第6条で算定した奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、奨励金登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、和泉市再資源化事業推進奨励金交付取消通知書兼返還命令書(様式第5号)により交付決定の額全部又は一部を取消し、奨励金を既に交付している場合は、奨励金の全部もしくは一部の返還に期限を定めて求めるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により奨励金の交付の決定を受けた、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不適切と認めたとき。

(登録の取消し)

第10条 市長は、奨励金登録団体又は有価物回収登録業者から廃止届出書(様式第1号の2)により申し出があったとき、もしくは虚偽の申請その他不正行為等、この要綱に適切でないと認める場合には登録を取り消すことができる。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 3 1 日改正)

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 7 月 3 1 日改正)

この要綱は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 （平成１０年 ７月１５日改正）

この要綱は、令達の日から施行し、平成１０年度以降に交付申請のあったものから適用する。

附 則 （平成１５年 ４月 １日改正）

この要綱は、平成１５年 ４月 １日から施行する。

- 1 平成１６年３月３１日までの間における古紙類・古布類の引き渡しについては、改正後の要綱第２条第１号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成１８年 ４月 １日改正）

この訓令は、平成１８年 ４月 １日から施行し、平成１８年３月以降に回収のあったものから適用する。

附 則 （平成２３年 ２月 １日改正）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 （平成２３年 ６月１６日改正）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成２３年９月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 新要綱第４条第５項の規定は、平成２４年３月１日から適用する。

附 則 （平成２５年 ８月 １日改正）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 （平成２７年 ３月 １日改正）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱第６条の規定は、同年３月１日以後に集団回収活動を実施したものについて適用し、同日から平成２９年１２月３１日までに集団回収活動を実施したものについては、同条中「６円」とあるのは「７円」とする。

附 則 （平成２８年１２月２７日改正）

この訓令は、令達の日から施行する。

一部改正の附則（平成２８年１２月２７日改正）

この訓令は、平成２９年１月１日から施行する。

一部改正の附則（令和２年１２月１日改正）

この訓令は、令和２年１２月１日から施行する。

和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱施行細目

(目的)

第1条 この細目は、和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 奨励金の交付対象者となる団体（以下「奨励金交付団体」という。）は、おおむね20世帯以上の営利を目的としない地域活動を行う市民を構成員とする団体とし、政治活動・宗教活動等の団体及び事業所・商店については適用しないものとする。

2 障がい者の公共の福祉の観点から市内の障がい者施設並びに障がい者作業所は対象とする。

(交付の申請)

第3条 奨励金の交付申請は、要綱第4条第4項の規定により有価物回収業者から受取った計量伝票並びに資源物回収伝票（様式第3号 和泉市提出用）及び奨励金登録団体の和泉市再資源化事業推進奨励金交付申請（請求）書（様式第4号）を別表に定めるとおり、上半期と下半期にそれぞれ提出するものとする。ただし、年度途中に奨励金登録団体の登録を受けたときは、登録日以降の実施分を申請するものとする。

2 交付の申請期日は、市が指定する日までとする。

(交付)

第4条 奨励金の交付は、原則として市が指定した期日の属する月の翌々月末までに交付するものとする。ただし、やむを得ない事情により期日以降に申請があった場合は、当該会計年度内の申請に限り、速やかに交付するものとする。

(有価物回収業者の登録)

第5条 要綱第4条第1項における有価物回収業者の登録の際に提出しなければならない関係書類とは次にあげるものとする。

(1) 個人の場合 住民票抄本（発行後3ヶ月以内のもの）

法人の場合 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

（発行後3ヶ月以内のもの）

(2) 事業所の所在地が記載された地図

(3) 事業で使用する車両の自動車検査証の写し

(4) 有価物再生フロー図（別紙1）及び再生工場等の持ち込み先が確認できるもの（その他紙類の基準）

第6条 要綱第5条第5号に掲げる対象品目の取り扱い基準は次のとおりとする。

(1) 「その他紙類」とは、新聞、雑誌・書籍類、ダンボール、飲料用紙パック及び次号の禁忌品を除く再生できる紙類をいう。ただし、食品や洗剤等が付着している紙類、使用済のティッシュペーパーや紙おむつ等汚れた紙類は対象外です。

(2) 「禁忌品」とは、粘着物の付いた封筒や圧着はがき、防水加工紙、油紙、金銀などの金属が箔押しされた紙、合成紙、感熱性発泡紙、感熱紙、印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、

複合素材の紙又は匂いのついた食品や洗剤が付着した紙等再生に適さない紙類をいう。

附 則

この細目は、平成4年 6月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年 2月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年 6月 16日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年 8月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。ただし、同年8月31日までに集団回収活動を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

別 表

期間区分	申請対象となる集団回収の実施期間	申請時期
上 半 期	1月から6月まで	8月
下 半 期	7月から12月まで	翌年2月

和泉市生ごみ自家処理容器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの堆肥化又は減量化を促進し、市民のごみ減量に対する意識の向上を図るため、生ごみを堆肥化する生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）を購入し設置した者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯（事業所を除く。）であること。
- (2) 市内に容器を設置し、かつ、適切な管理ができること。
- (3) 堆肥化された生ごみを自家処理できること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、容器の購入に要した経費（消費税を含む）の4分の3とし、容器1基につき5,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

- 2 補助対象基数は、1世帯当たり2基までとする。ただし、適正に管理し使用に耐えなくなった場合はその限りではない。

(補助対象容器)

第4条 補助の対象となる処理容器は、底部がなく水分が地中に浸透し、かつ臭気の発散、雨水の流入等を防ぐためのふたを備え、耐久性のあるものとする。

(販売店の登録)

第5条 市長は、和泉市生ごみ自家処理容器販売店登録申請書（様式第1号）により申請があった場合は、内容を審査し適正と認めた場合は、和泉市生ごみ自家処理容器販売店登録証（様式第2号）を発行し登録販売店名簿に登録する。ただし、登録販売店は次の各号の要件を具備しなければならない。

- (1) 市内に販売店を有すること。
 - (2) 容器の取り扱いに関する指導・助言ができること。
 - (3) 容器に係わるトラブルに対処できること。
 - (4) その他認定に当たり不適切な事由がないと認められること。
- 2 前項の規定により登録を受けた登録販売店は、登録内容に変更があった場合又は登録の抹消を希望し若しくは営業の停止若しくは廃止により登録の抹消を申し出る場合は、和泉市生ごみ自家処理容器販売店登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により市長に速やかに届け出なければならない。

(交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、容器を購入後1年以内に所定の和泉市生ごみ自家処理容器購入費補助金交付申請及び交付請求書(様式第4号)、容器の設置場所位置図(様式第5号)及び本体購入価格(消費税を含む)の明記された領収書(写し可)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び交付)

第7条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し適切と認めたときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては和泉市生ごみ自家処理容器購入費補助金交付決定通知書(様式第6号)により、交付しないと決定した者に対しては和泉市生ごみ自家処理容器購入費補助金不交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(調査又は指導)

第8条 市長は、容器の設置及び管理の状況について、調査し又は指導することができる。

(返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正の手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の和泉市生ごみ自家処理容器購入費補助金交付要綱第3条の規定は、平成27年4月1日以後に購入した容器について適用し、同日前までに購入した容器についてはなお従前の例による。

和泉市EMばかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの堆肥化又は減量化を促進し、市民のごみ減量に対する意識の向上を図るため、生ごみを堆肥化する生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）を購入し設置した者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯（事業所を除く）であること。
- (2) 容器購入後、適切な維持管理ができること。
- (3) 堆肥化された生ごみを自家処理できること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、容器の購入に要した経費（消費税を含む）の4分の3とし、容器1基につき2,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

- 2 補助対象基数は、1世帯当たり2基までとする。ただし、適正に管理し使用に耐えなくなった場合はその限りではない。

(補助対象容器)

第4条 補助の対象となる容器は、EMばかしを利用して生ごみを堆肥化するための容器で、かつ、密閉できるふたを備えるものとする。

(販売店の登録)

第5条 市長は、和泉市EMばかし生ごみ堆肥化容器販売店登録申請書（様式第1号）により申請があった場合は、内容を審査し適正と認めた場合は、和泉市EMばかし生ごみ堆肥化容器販売店登録証（様式第2号）を発行し、登録販売店名簿に登録する。ただし、登録販売店は次の各号の要件を具備しなければならない。

- (1) 市内に販売店を有すること。
 - (2) 容器の取扱いに関する指導・助言ができること。
 - (3) 容器に係わるトラブルに対処できること。
 - (4) その他登録に当たり不適當な事由がないと認められること。
- 2 前項により登録を受けた登録販売店は、登録内容に変更があった場合又は登録の抹消を希望し若しくは営業の停止若しくは廃止により登録の抹消を申し出る場合は、和泉市EMばかし生ごみ堆肥化容器販売店登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により市長に速やかに届け出なければならない。

(交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、容器を購入後1年以内に所定の和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請及び交付請求書(様式第4号)及び本体購入価格(消費税を含む)の明記された領収書(写し可)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び交付)

第7条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し適切と認めたときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付決定通知書(様式第5号)により、交付しないと決定した者に対しては和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金不交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(調査又は指導)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、容器の維持管理の状況について調査し、又は指導することができる。

(返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正の手段により、補助金の交付を受けた者がいるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第3条の規定は、平成27年4月1日以後に購入した容器について適用し、同日前までに購入した容器についてはなお従前の例による。

和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの堆肥化又は減量化を促進し、市民のごみ減量に対する意識の向上を図るため、生ごみを堆肥化又は減量する電動式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を購入し設置した者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯（事業所を除く。）であること。
- (2) 市内に処理機を設置し、かつ、適切な管理ができること。
- (3) 生成物（堆肥等）のできる機種については、当該生成物について自ら適正に処理できること。
- (4) 第5条第1項による購入承諾を受けた後に購入した者であること。
- (5) 5年以内に、本補助金を受けていない者又は世帯であること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、運搬費及び設置工事費等を除く処理機本体の購入に要した経費（消費税を含む）の3分の2とし、40,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

2 補助対象台数は、1世帯当たり1台までとする。

(補助対象処理機)

第4条 補助の対象となる処理機は、家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化又は減容化する温風乾燥型及びバイオ発酵（微生物分解等）型の電動式の処理機とし、生ごみを単に破碎し、水路又は下水道等に排出する機器（ディスポーザー等）及び生ごみを焼却する機器を除く。

(交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金事前申込書兼同意書（様式第1号）により申込みを行い、市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込み内容が適当と認めるときは、和泉市家庭用生ごみ処理機購入承諾書（様式第2号）により通知するものとする。

3 申請者は前項による通知を受けたときは、別に定める日までに生ごみ処理機を購入し、次に掲げる書類により補助金の交付を申請及び請求しなければならない。ただし、別に定める日までに購入できない特別の事情があるときは、期間の延長について速やかに市長に申し出て、市長の承諾を得なければならない。

- (1) 和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請及び交付請求書(様式第3号。)
- (2) 処理機を購入したことを証する領収書及び保証書(処理機の名称、購入日、購入販売店名及び購入者の氏名が明記されているもの)の写し
- (3) 処理機を設置したことを証する写真
- (4) 前3項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
(補助金の交付決定及び交付)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないと決定した者に対しては和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(調査又は指導)

第7条 市長は、処理機の設置及び管理の状況について、調査し又は指導することができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は減額決定を行い、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な行為により補助金を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (3) 第5条第3項に基づく補助金の交付申請及び交付請求を市長の定める日までに行わなかったとき。
- (4) 前条の規定による調査又は指導に応じなかったとき。
- (5) 処理機の設置の日から起算して5年以内に譲渡等を行ったとき。

(その他)

第9条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

和泉市生ごみ減量化処理容器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、市民のごみ減量に対する意識の向上を図るため、生ごみを減量化する生ごみ減量化処理容器（以下「処理容器」という。）を購入し設置した者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯（事業所を除く。）であること。
- (2) 市内に処理容器を設置し、かつ、適切な管理ができること。
- (3) 第5条第1項による購入承諾を受けた後に購入した者であること。
- (4) 5年以内に、本補助金を受けていない者又は世帯であること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、処理容器の購入に要した経費（消費税及び地方消費税を含む）の3分の2とし、容器1基につき14,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

2 補助対象基数は、1世帯当たり1基までとする。

(補助対象処理容器)

第4条 補助の対象となる処理容器は、土を使用し、微生物を利用して生ごみを発酵、分解し、消滅することを目的に製造された電動式でない装置で、かつ臭気の発散、害虫等を防ぐためのふたを備え、耐久性のあるもので、次の各号に規定するものとする。

- (1) バクテリア de キューロ
- (2) ベランダ de キューロ

(交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ和泉市生ごみ減量化処理容器購入費補助金事前申込書兼同意書（様式第1号）により申込みを行い、市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込み内容が適当と認めるときは、和泉市生ごみ減量化処理容器購入承諾書（様式第2号）により通知するものとする。

3 申請者は前項による通知を受けたときは、別に定める日までに処理容器を購入し、次に掲げる書類により補助金の交付を申請及び請求しなければならない。ただし、別に定める日までに購入できない特別の事情があるときは、期間の延長について速やかに市長に申し出て、市長の承諾を得なければならない。

- (1) 和泉市生ごみ減量化処理容器購入費補助金交付申請及び交付請求書（様式第3号。）

- (2) 処理容器を購入したことを証する領収書（処理容器の名称、購入日、購入販売店名及び購入者の氏名が明記されているもの）の写し
- (3) 処理容器を設置したことを証する写真
- (4) 補助金を交付する金融機関の口座が分かるものの写し
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
（補助金の交付決定及び交付）

第6条 市長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その内容を審査し適切と認めたときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては和泉市生ごみ減量化処理容器購入費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないと決定した者に対しては和泉市生ごみ減量化処理容器購入費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（調査又は指導）

第7条 市長は、処理容器の設置及び管理の状況について、調査し又は指導することができる。

（返還）

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は減額決定を行い、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 虚偽又は不正な行為により補助金を受けたとき、又は受けようとしたとき
- (3) 第5条第3項の規定による補助金の交付申請及び交付請求を市長が定める日までに行わなかったとき
- (4) 前条の規定による調査又は指導に応じなかったとき
- (5) 処理容器の設置の日から起算して5年以内に譲渡等を行ったとき
（その他）

第9条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

し尿処理助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、し尿汲み取り事業を円滑に行うため、市長の許可を受けたし尿汲み取り業者（以下「許可業者」という。）に交付する助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 し尿処理助成金（以下「助成金」という。）及びし尿処理山間特別助成金（以下「山間特別助成金」という。）の交付を受けることができる者は、和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年和泉市条例第29号。以下「条例」という。）及び関係法令の規定に基づき、一般家庭のし尿汲み取り業務に従事する許可業者で、し尿汲み取り業務を遂行した者及び山間地域（別図に示す地域）のし尿汲み取り業務を遂行するために中継業務を行った者とする。

(交付の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする許可業者は、し尿処理助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付の上、毎年4月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 当該年度の許可証の写し

(2) し尿処理助成金計算書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 山間特別助成金の交付を受けようとする許可業者は、し尿処理山間特別助成金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付の上、毎年4月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 当該年度の許可証の写し

(2) し尿処理山間特別助成金計算書（様式第4号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第4条 市長は、助成金及び山間特別助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付対象者を認定する。

2 市長は、助成金を交付すべきものと認めたときは助成金の交付を決定し、速やかにその旨をし尿処理助成金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、山間特別助成金を交付すべきものと認めたときは山間特別助成金の交付を決定し、速やかにその旨をし尿処理山間特別助成金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の変更交付申請）

第5条 前条のし尿処理助成金の交付決定を受けた者が、その後においてやむを得ない理由により、その事業計画の一部を変更し、又は中止しようとするときには、し尿処理助成金変更交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）し尿処理助成金計算書（様式第2号）

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の変更交付決定）

第6条 市長は、前条のし尿処理助成金変更交付申請書を受理したときは、当該書類についてその内容を審査し、し尿処理助成金を交付すべきものと認めたときは、し尿処理助成金変更交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、平地については一般家庭1人につき1か月190円、山間地域については、1人につき1か月289円に認定人数を乗じて得た額とする。

2 山間特別助成金の額は、月額500,000円とする。

（助成金の請求）

第8条 第4条第2項の規定により交付決定通知を受けた申請者は、し尿処理助成金請求書（様式第9号）にし尿処理実績報告書（様式第10号）を添付の上、毎月20日までに市長に提出するものとする。

2 第4条第3項の規定により交付決定通知を受けた申請者は、し尿処理山間特別助成金請求書（様式第11号）を毎月20日までに市長に提出するものとする。

（交付の時期）

第9条 市長は、前条に基づく請求を受理した場合、翌月の20日までに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、申請等の内容に誤りがあったと認めたとき、又は虚偽による申請があったときは、助成金の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の決定による取り消し等をしたときは速やかに申請者に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後のし尿処理助成金交付要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に申請のあったものに適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

和泉市紙おむつ用有料指定袋助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成27年10月1日より実施する、家庭系日常（可燃）ごみの有料化にあたり、紙おむつ使用者のいる世帯の経済的負担の軽減を図るため、家庭系日常（可燃）ごみ有料指定袋（以下「指定袋」という。）を無料で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 無料で交付する指定袋の交付対象者は、本市に住民基本台帳登録がある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯（以下「対象世帯」という。）とする。

- (1) 2歳未満の乳幼児
- (2) 和泉市高齢者紙おむつ給付事業実施要綱の規定に基づく紙おむつの給付を受けている者
- (3) 和泉市日常生活用具給付事業実施要綱の規定に基づく紙おむつの給付を受けている者
- (4) 生活保護受給者のうち、紙おむつ代の支給を受けている者（在宅世帯に限る。）

(交付枚数及び助成金の額)

第3条 前条の対象世帯に対しては、20リットルの指定袋（以下「20リットル袋」という。）を無料で交付する。

2 前項の規定する20リットル袋の交付の枚数は、次の各号に掲げる対象世帯の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げる者の属する世帯 当該者1人につき、240枚とする。
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる者の属する世帯 当該者1人につき、紙おむつの給付又は紙おむつ代の支給を受けた月数に1か月当たり20枚を乗じて得た枚数とする。

3 他市町村から転入してきた2歳未満の乳幼児については、転入届出した日から2歳未満までの月数に1か月当たり10枚を乗じて得た枚数とする。

4 平成25年10月1日から平成27年9月30日の間に生まれた者については、別表のとおりとする。

5 無料で交付をした後において対象世帯でなくなった場合であっても、既に交付をした20リットル袋の返還は求めないものとする。ただし、偽りその他不正な手段により前条各号に掲げる者となっていたことが判明した場合は、この限りでない。

6 助成金の額は、20リットル袋10枚につき、200円とする。

(交付方法)

第4条 指定袋の交付は、対象世帯に対し、和泉市紙おむつ用指定袋無料引換券（以下「引換券」という。）を交付することにより行うものとする。

2 引換券の交付を受けた対象世帯は、当該交付を受けた引換券を和泉市家庭系日常（可燃）ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所（以下「取扱所」という。）に提出し、指定された枚数の20リットル袋の交付を受けるものとする。

(交付申請等)

第5条 指定袋の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第2条第1号に掲げる者の属する世帯においては、出生届または転入届の提出をもって、申請とみなす。

(2) 第2条第2号及び第3号に掲げる者の属する世帯においては、紙おむつ給付事業への支給決定をもって、申請とみなす。

(3) 第2条第4号に掲げる者の属する世帯においては、紙おむつ代の支給申請を受け、審査し、適当と認められたことをもって、申請とみなす。

2 市長は、前項に基づく申請があったときは、交付の適否を審査し、適当と認められた場合は交付を決定するものとする。

(助成金の支払方法)

第6条 市長は、第4条の規定に基づき、交付対象者より提出のあった引換券に対し指定袋の交付を行っていることから、助成金は取扱所に支払うものとする。

2 取扱所は、交付対象者より提出のあった引換券及び請求書を、市が指定する期日までに提出するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき提出のあった引換券及び請求書の内容を精査し、適正と認めた場合は、取扱所に対し助成金を交付する。

(その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

2 市長は、施行日前においても新要綱に規定する事務に必要な行為を行うことができる。

附 則

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

生まれた日	交付枚数
平成25年10月1日～平成25年10月31日	10枚
平成25年11月1日～平成25年11月30日	10枚
平成25年12月1日～平成25年12月31日	20枚
平成26年1月1日～平成26年1月31日	30枚
平成26年2月1日～平成26年2月28日	40枚
平成26年3月1日～平成26年3月31日	50枚
平成26年4月1日～平成26年4月30日	60枚
平成26年5月1日～平成26年5月31日	70枚
平成26年6月1日～平成26年6月30日	80枚
平成26年7月1日～平成26年7月31日	90枚
平成26年8月1日～平成26年8月31日	100枚
平成26年9月1日～平成26年9月30日	110枚
平成26年10月1日～平成26年10月31日	120枚
平成26年11月1日～平成26年11月30日	130枚
平成26年12月1日～平成26年12月31日	140枚
平成27年1月1日～平成27年1月31日	150枚
平成27年2月1日～平成27年2月28日	160枚
平成27年3月1日～平成27年3月31日	170枚
平成27年4月1日～平成27年4月30日	180枚
平成27年5月1日～平成27年5月31日	190枚
平成27年6月1日～平成27年6月30日	200枚
平成27年7月1日～平成27年7月31日	210枚
平成27年8月1日～平成27年8月31日	220枚
平成27年9月1日～平成27年9月30日	230枚

※平成27年10月1日を基準として、平成27年9月生まれを230枚とし、順に遡っていくと、平成25年10月生まれが0枚となりますが、2歳未満（平成25年10月3日から平成25年10月31日まで）の対象者がおられますので、救済措置として10枚を追加しています。

和泉市ごみステーション設備設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の保全及び安全かつ効率的なごみの収集作業を円滑に行なうことを目的に一般家庭から排出されるごみの収集において、狭隘な道路のため収集場所を確保できない場合に設置されているごみステーション設備の老朽化等による、交換等の設置に要する費用に対し、予算の定める範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱においてごみステーション設備とは、交換等により新たに設置するものであって、次の各号の要件をすべて満たすものをいう。

(1) 箱型のもの

(2) 一般家庭から排出されるごみを集積し収集される、おおむね5世帯以上の世帯で利用・管理するもので、利用世帯のごみが収納できる大きさのもの。ただし、地域の実情その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(3) ごみ収集に支障がない場所に設置されるもので、設置者又は利用者の責任により適正に管理されるもの

(4) 金属等で作製された強固なもので、雨、風、雪等に強く耐久性があり、景観を損ねないもの

(5) 設置場所の地権者及び管理者の同意を得たもの

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは、補助対象としない。

(1) 共同住宅専用ごみ置場（長屋住宅含む。）

(2) 和泉市宅地開発地域の良好な居住環境の確保に関する条例（平成9年和泉市条例第8号）に基づく和泉市宅地開発指導要綱（昭和53年11月1日制定）第16条により設置するごみ置場

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ごみステーション設備を設置及び管理する町会・自治会の組織

(2) 前号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者がごみステーション設備を設置するために必要な経費であって、

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ごみステーション設備の購入費
- (2) 自らごみステーション設備を作製する場合の材料費
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、ごみステーション設備1基につき、運搬費及び設置工事費等を除く補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税含む。）の2分の1とし、50,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 同一の補助対象者に対する補助は、当該年度内3基までとする。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の1月31日までに和泉市ごみステーション設備設置事業補助金事前申込書（様式第1号）により申込みを行ない、市長の承諾を受けなければならない。ただし、提出期限内であっても、補助金の交付申請額の総額が当該年度予算の範囲を超えた場合は、申込の受付を締め切るものとする。

- 2 市長は、前項の申込内容が適当と認めるときは、和泉市ごみステーション設備設置事業補助金承諾書（様式第2号）により通知するものとする。

- 3 申請者は前項による通知を受けたときは、別に定める日までにごみステーション設備を購入し、次に掲げる書類により補助金の交付申請及び交付請求（以下「交付請求」という。）をしなければならない。ただし、別に定める日までに購入できない特別な理由があるときは、期間の延長について速やかに市長に申し出て、市長の承諾を得なければならない。

- (1) 和泉市ごみステーション設備設置事業補助金交付申請及び交付請求書（様式第3号）
- (2) ごみステーション設備の購入又は作製に係る経費の内訳が確認できる書類の写し（購入日、購入販売店名、購入者の氏名が明記されていること。）
- (3) ごみステーション設備を設置したことを証する写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付請求があったときは、その内容を審査し適切と認めたときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては和泉市ごみステーション設備設置事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないと決定した者に対しては和泉市ごみステーション設備設置事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該請求に係る補助金

を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な行為により補助金を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(3) 第6条第3項に基づく補助金の交付請求を市長の定める日までに行わなかったとき。

(4) 第10条の規定により調査又は指導に応じなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、和泉市ごみステーション設備設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、和泉市ごみステーション設備設置事業補助金返還命令書（様式第7号）により、その返還を命ずるものとする。

(調査又は指導)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、ごみステーション設備の維持管理の状況について調査し、又は指導することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

和泉市蜂の巣駆除費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蜂等による被害を防止し市民生活の安全を図るため、高齢者及び障がい者のみの世帯で蜂等の営巣を駆除業者に依頼して駆除した者に対し、予算の定める範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 蜂等 スズメバチ及びアシナガバチをいう。
- (2) 駆除業者 蜂等の営巣の駆除を業とするもので、和泉市入札参加有資格業者（役務登録業者（市内・準市内）大分類53建物等各種施設保守・管理、小分類10害虫等駆除）に登録のあるものをいう。
- (3) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (4) 障がい者 身体障害者手帳一級・二級（呼吸器以外の内臓障がいのみを有する場合を除く。）を所持する者、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、療育手帳Aを所持する者及び要介護認定3・4・5の認定を受けた者のうち施設入所していない者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、市税（固定資産税、軽自動車税及び市民税）の滞納がなく、自ら居住している建物のある敷地内に蜂等の営巣があり、次の各号のいずれかに該当しなければならない。ただし、特に市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 高齢者のみの世帯
- (2) 障がい者のみの世帯
- (3) 障がい者及び高齢者で構成される世帯

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、前条の規定による交付対象者が駆除業者に依頼して駆除した蜂等の営巣の駆除費用（駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、蜂等の営巣の駆除費用（消費税及び地方消費税を含む。）の3分の2とし、1回当たり20,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の事前申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市に電話又は窓口で事前の申込みを行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、蜂等の営巣の駆除後に、和泉市蜂の巣駆除費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、特に市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 市税の納税状況及び住民登録の内容確認に係る同意書(様式第2号)

(2) 第3条の要件を満たしていることが確認できる書類の写し

(3) 駆除費用の明細が記載された領収書の写し

(4) 駆除を実施した場所の位置図又は見取図(概略図)

(5) 駆除前及び駆除後の写真各1枚(営巣が分かるものに限る。)

2 前項に規定する交付申請は、駆除した回数分の申請を行うことができる。ただし、同日の駆除は、1回とみなす。

(補助金の交付申請の時期)

第8条 補助金の交付申請の時期は、当該年度の4月1日から1月31日までとする。ただし、特に市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請の受付停止)

第9条 市長は、補助金の交付申請について、電話又は窓口による事前の申込みの先着順に受け付けるものとし、当該申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認めるときは、事前の申込みと申請の受付を停止することができる。

(補助金の交付の決定等)

第10条 市長は、第7条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し適切と認めたときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては和泉市蜂の巣駆除費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては和泉市蜂の巣駆除費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条第2項の規定により補助金の決定通知を受けた者は、和泉市蜂の巣駆除費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、第10条の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な行為により補助金を受けたとき、又は受けようとしたとき。

- (3) 第14条の規定による立入検査等に応じなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、和泉市蜂の巣駆除費交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、和泉市蜂の巣駆除費補助金返還命令書(様式第7号)により、その返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助金交付申請者に対して報告を求め、補助金交付申請について必要な指示をし、又は蜂等の駆除作業現場の確認及び立入検査し、関係者に対して質問することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

清掃事業概要 令和2年度

発 行	和泉市環境産業部生活環境課 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
電 話 番 号	0725-99-8122
F A X	0725-45-9352
E-mail アドレス	seikan@city.osaka-izumi.lg.jp
ホームページ	http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/